

平成 29 ～ 31 年度

芦屋市内遺跡発掘調査報告書

八十塚古墳群岩ヶ平支群第 59 号墳

徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群
(第 222・230・233・236・243 地点)

山芦屋町刻印石 (山芦屋町 113—5 番地)

呉川遺跡 (第 32 地点)

2021 年 3 月

芦屋市教育委員会

平成 29 ～ 31 年度

芦屋市内遺跡発掘調査報告書

八十塚古墳群岩ヶ平支群第 59 号墳

徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群
(第 222・230・233・236・243 地点)

山芦屋町刻印石 (山芦屋町 113—5 番地)

呉川遺跡 (第 32 地点)

2021 年 3 月

芦屋市教育委員会



石室全景（南西から）



墳丘全景（南西から）



石室全景（北西から）



1号石材（南西から）



2号石材（東から）



調査地現況



1号石材（北西から）



2号石材 (南から)



3号石材 (南東から)



4号石材（南から）



5号石材（南から）



6号石材（南西から）



7号石材（北西から）



調査地現況



1・2号石材



調査地現況（確認調査時）



調査地現況（本発掘調査時）



1区全景（南東から）



1号石材（南東から）



2区全景（西から）



3号石材と割石・コツパの集積（西から）



刻印石（南西から）



刻印石（南から）

例 言

1. 本書は、芦屋市教育委員会が平成29～31年度（令和元年度）に実施した市内遺跡の主要な分布調査・確認調査・測量調査並びに本発掘調査の報告書である。
2. 本書所収の調査地点は8地点である。
3. 当該年度に実施した徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群第222・230・236地点と具川遺跡第32地点の確認調査は国庫補助事業、徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群第233・243地点の分布調査や山芦屋町刻印石の測量調査は市費による。一方、八十塚古墳群岩ヶ平支群第59号墳の測量調査と徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群第236地点の本発掘調査の費用は事業者が負担し、その後の整理作業は市費により行った。
4. 各地点の調査は、芦屋市教育委員会生涯学習課係長竹村忠洋（学芸員）・同課学芸員森山由香里・同課嘱託職員白谷朋世（学芸員）が担当した。調査に係る事務については、同課長茶嶋奈美、竹村、森山が担当した。
5. 当該年度に刻印石・矢穴石の図面作成や採拓作業並びに出土遺物・資料等の整理作業には、下記の芦屋市臨時的任用職員が従事した（50音順）。
奥野弘美（平成29年度） 小林久実代（平成29～31年度） 西岡巧次（平成31年度） 丸山利広（平成29・30年度） 水谷千賀子（平成30・31年度）
6. 令和2年度の本書の編集・執筆作業は、芦屋市教育委員会生涯学習課会計年度任用職員白谷朋世（学芸員）が担当し、竹村、森山、同課会計年度任用職員西岡崇代（学芸員）が補助した。上記の職員のほかに、下記の会計年度任用職員が従事した。
小林久実代 小林宣子 水谷千賀子
また、本事業に関わる事務は、同課長岡良徳、竹村、森山が担当した。
7. 八十塚古墳群岩ヶ平支群第59号墳と徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群第236地点の写真測量は、国際文化財株式会社へ委託した。
8. 方位については、真北を用いた。標高については、東京湾平均海水準（T.P.）で表示している。
9. 本書を作成する上で引用および参照した文献等は、巻末に集約している。なお、発行機関が教育委員会の場合は「教委」と省略して記している。また、芦屋市文化財調査報告は、〔第〇集〕と表記している。

目 次

巻頭図版

例 言

目 次

第 1 章 平成 29 ～ 31 年度の埋蔵文化財保護行政と発掘調査報告書の刊行

第 1 節	埋蔵文化財保護の概要	1
第 2 節	調査体制	2
第 3 節	発掘調査報告書の刊行	2

第 2 章 八十塚古墳群の調査成果

第 1 節	地理的・歴史的環境	3
第 2 節	岩ヶ平支群第 59 号墳の測量調査	4
	1. 調査に至る経緯	
	2. 遺構	
	3. 遺物	
	4. まとめ	

第 3 章 徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群の調査成果

第 1 節	地理的・歴史的環境	16
第 2 節	第 222 地点の確認調査	17
	1. 調査に至る経緯	
	2. 確認調査の方法	
	3. 調査区の層序	
	4. 刻印石	
	5. まとめ	
第 3 節	第 230 地点の確認調査	23
	1. 調査に至る経緯	
	2. 確認調査の方法	
	3. 確認調査の経過	
	4. 調査区の層序	
	5. 遺構	
	6. まとめ	
第 4 節	第 233 地点の分布調査	28
	1. 調査に至る経緯	
	2. 分布調査の方法	
	3. 割石	
	4. まとめ	

第5節	第236 地点の発掘調査	33
	1. 調査に至る経緯	
	2. 確認調査の方法	
	3. 確認調査の結果	
	4. 本発掘調査の方法	
	5. 本発掘調査の経過	
	6. 調査区の層序	
	7. 遺構	
	8. 割石・コッパ	
	9. まとめ	
第6節	第243 地点の分布調査	73
	1. 調査に至る経緯	
	2. 割石	
	3. まとめ	

第4章 山芦屋町の刻印石

第1節	地理的・歴史的環境	75
第2節	山芦屋町113—5番地の調査	75
	1. 調査に至る経緯	
	2. 刻印石	
	3. まとめ	

第5章 呉川遺跡の調査成果

第1節	地理的・歴史的環境	79
第2節	第32 地点の確認調査	91
	1. 調査に至る経緯	
	2. 確認調査の方法	
	3. 調査区の層序	
	4. 遺物	
	5. まとめ	

引用・参考文献目録
報告書抄録

第1章 平成29～31年度の埋蔵文化財保護行政と発掘調査報告書の刊行

第1節 埋蔵文化財保護の概要

芦屋市は、兵庫県の南東部に位置する阪神間の住宅都市である（第1図）。地域の形状は南北に細長く、その規模は東西約2.5km、南北約8.3km、面積18.57㎢を測る。市域は六甲山地と大阪湾に挟まれており、北から南に傾斜するその地形は、山地・丘陵・台地・段丘・沖積扇状地・沖積低地・砂州・浜地・砂浜と多彩で、市域の東側には宮川、西側には芦屋川が南流している。現在の市街地は、六甲山地南麓の台地・丘陵部と神戸平野とも呼ばれる東西に細長い平野部を中心に形成されていて、この平野部を、阪急電鉄神戸線、山手幹線、JR東海道本線、国道2号、阪神電鉄本線、国道43号、阪神高速3号神戸線・同5号湾岸線が並行して通っており、東西交通の要衝となっている。

このように自然環境に恵まれ、交通の要衝である本市には、後期旧石器時代から近世までの各種類の遺跡が数多く分布しており、これらは埋蔵文化財包蔵地として周知している（第2図）。

芦屋市では、埋蔵文化財を保護するために包蔵地範囲内で開発が実施される際に文化財保護法第93条並びに第94条の規定に基づき、分布調査・確認調査を実施して、埋蔵文化財が損壊を受ける場合は本発掘調査を実施し、発掘調査報告書を刊行することで記録保存を行っている。その際、確認調査及び個人住宅の建

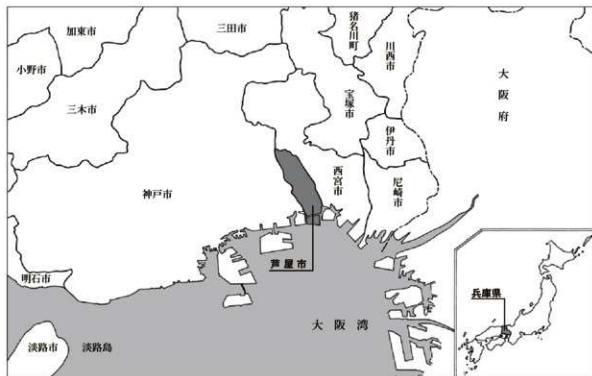
設に伴う本発掘調査は原則的に国庫補助事業としているが、それ以外の工事等に伴う本発掘調査は原因者負担としている。なお、各年度の調査件数と概要は以下のとおりである。

平成29年（2017）度の埋蔵文化財に係る届出・通知は42件で、確認調査を11件実施したが、いずれも埋蔵文化財はほとんど確認されず、本発掘調査は0件であった。

平成30年（2018）度の埋蔵文化財に係る届出・通知は36件で、確認調査を7件実施しており、徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群第230地点の確認調査では、「伊木三十郎」の文字刻印を含む因伯島取藩池田家所用刻印や若狭小浜藩京極家所用刻印を伴う刻印石4石と矢穴石1石、割石2石を確認した。ただし、本発掘調査は0件であった。

平成31年（2019）度（令和元年度）の埋蔵文化財に係る届出・通知は37件、確認調査は13件で、岩ヶ平刻印群第236地点の本発掘調査を実施した。当調査では、徳川大坂城東六甲採石場に伴う採石遺構2ヶ所を検出し、割石やコップ群も確認した。

本書では、芦屋市教育委員会が平成29～31年度（令和元年度）に実施した市内遺跡の主要な確認調査や原因者負担で実施した本発掘調査・測量調査に加えて、分布調査によってその存在を確認した大坂城東六甲採石場に関わる石材等について報告する。



第1図 兵庫県と芦屋市の位置

第2節 調査体制

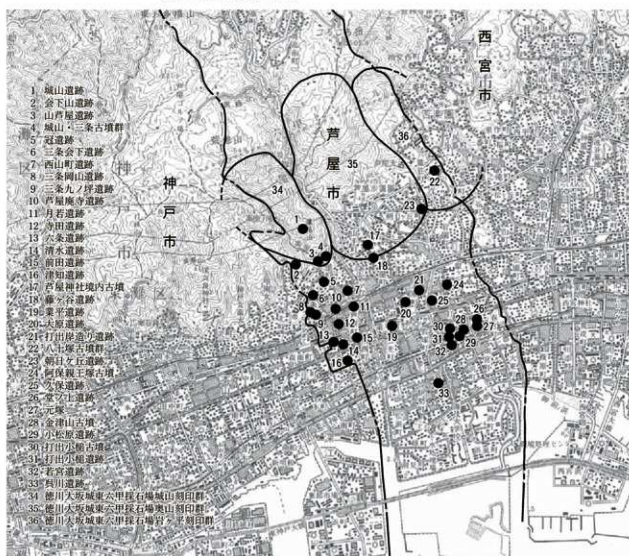
本市の埋蔵文化財専門職員数は、平成29～31年度（令和元年度）が正規職員2名（学芸員）、嘱託職員2名（学芸員）の合計4名であった。確認調査・分布調査・本発掘調査は、以下の体制で実施した。

芦屋市教育委員会 教育長 福岡憲助

社会教育部 部長	川原智夏（29年度）
	田中 徹（30・31年度）
生涯学習課 課長	茶嶋奈美
文化財係 係長	竹村忠洋（学芸員）
	学芸員 森山由香里
	嘱託職員 白谷朋世（学芸員）
	嘱託職員 西岡崇代（学芸員）
調査補助員	奥野弘美（29年度）
	小林久美代
	西岡巧次（31年度）
	丸山利広（29・30年度）
	水谷千賀子（30・31年度）

第3節 発掘調査報告書の刊行

発掘調査については、『芦屋市文化財調査報告』を刊行することによって、その結果を公表している。阪神・淡路大震災災後・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査の報告書として、平成29年度には『平成29年度国庫補助事業 芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書』（芦屋市文化財調査報告第109集）、平成30年度には『平成30年度国庫補助事業（1）芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書』（芦屋市文化財調査報告第112集）、平成31年度（令和元年度）には『平成31年度国庫補助事業（2）芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書』（芦屋市文化財調査報告第113集）を刊行したほか、平成29年度には、平成8年度に実施した調査の報告書である『芦屋市指定文化財 小阪家住宅発掘調査報告書』（芦屋市文化財調査報告第111集）並びに、『平成27・28年度国庫補助事業 芦屋市内遺跡発掘調査報告書』（芦屋市文化財調査報告第110集）を刊行している。



第2図 芦屋市内主要遺跡分布図 1/50000

第2章 八十塚古墳群の調査成果

第1節 地理的・歴史的環境

八十塚古墳群は、六甲山地南東麓の高位段丘上に所在し、芦屋市北東部から西宮市西端部の東西約900 m、南北約1100 mの範囲に分布する群集墳である。地理的には、六甲山系南面前山丘陵の一角をしめる六麓荘・岩ヶ平台地とそこから派生する尾根上に立地して、標高は60～200 mを測る。これら台地や尾根の地形的区分から、八十塚古墳群は朝日ヶ丘・岩ヶ平・老松・苦楽園・鵜谷の5支群に分類される(第1図)[芦屋市役所1971・1976、西宮市教委1991・2000・2014、西宮市立郷土資料館1994・2018]。芦屋市域では、これまでに八十塚古墳群中の朝日ヶ丘支群2基(第1・2号墳)、岩ヶ平支群28基(第1～3・5～8・10・16・17・19・22～24・26・29・45・46・50・52～58・60・61号墳)、鵜谷支群1基(第1号墳)の発掘調査を実施しており、この古墳群が6世紀後半～7世紀中葉に営まれたことが明らかになっている。墳形は直径10 m内外の円墳ないし楕円墳が主流で、墳丘内列石(岩ヶ平支群第10・17・54・55・60・61号墳)や開口部列石(岩ヶ平支群第17・24号墳、苦楽園支群第1・2号墳)、外護列石(岩ヶ平支群第55号墳)を有するものもある。埋葬主体は、岩ヶ平支群第56・57号墳が竪穴系小石室で、その他は横穴式石室である。その構造は、両袖式2基、右片袖式11基、左片袖式3基(推定1基を含む)、無袖式18基、有袖式だが詳細不明2基、不明3基の内訳で、概ね有袖式が古く無袖式が新しい[第4・5・11～14・16・20・22・24・25・33・40・63・67・99・102～104・106・112集]。

従来、八十塚古墳群は、芦屋川右岸の城山・三条古墳群に比して、武器や馬具の副葬が少なく、比較的横並びの等質的な群集墳と理解されてきた。実際、既往調査において武器の出土を把握していたのは、岩ヶ平支群第22・57・58号墳の鉄鍔や、同1・3号墳の鉄刀片などに限られており、6世紀後半以降に文官的職掌の者がヤマト王権に取り込まれ、官僚機構の黎明とも評価すべきシステムが成立しつつあった状態を反映した群集墳と位置付けられてきた[藤田2006]。

しかし、平成24年(2012)に発見し、発掘調査を実施した岩ヶ平支群第61号墳からは、金銅装双龍頭環大刀柄頭を有する装飾大刀や飾り弓に装着されていた両頭金具、鉄鍔片が出土し[第99・106集]、平成26年(2014)には岩ヶ平支群第16号墳から金銅装の花形飾り金具を伴う馬具片が出土した[第104集]。さらに、出土遺物の再整理によって、岩ヶ平支群第2号墳から両頭金具や刀片が出土していたことを確認した

ほか、第5・28号墳には刀片が、第29号墳には刀子が、第6・19号墳には鉄鍔が、第7・8・26号墳には馬具とみられる鉄製品が副葬されていたことが明らかになり、古墳群の性格を再検討する必要がある。

ところで、次節で報告する岩ヶ平支群第59号墳(以下、「第59号墳」と表記する)は、雑木林のまま自然地形が保たれていた芦屋市六麓荘町152-1、151-1において、平成24年に専用住宅新築工事の計画が進捗したことを受けて本市教育委員会が実施した分布調査によって、存在を確認した横穴式石室墳である[第99・102集]。同年、「八十塚古墳群第145地点」として確認調査と平面図作成を行ったが、第59号墳は庭部分に現状保存することで合意を得たので、地形測量と石室トレンチ・周溝確認トレンチを掘入するに留めた。

尾根の先端に築かれた第59号墳は、隣接地の宅地造成の際に削平を受けたのか、墳丘の東側・南側が急傾斜になっているが、西側や北側はなだらかで本来の形状をよく保っていて、墳丘北側で周溝を検出したことから、直径約15 m、墳丘高3 m以上の円墳または方墳と推測される。

埋葬主体は、南西方向に開口する右片袖式の横穴式石室である。石室は天井石を欠き、側壁の一部が石室内に倒壊しているが、奥壁や複数段積まれた側壁が残存しており、石室残存長約6.1 m、玄室長約4.0 m、玄室上部幅約1.5 m、羨道上部幅約1.25 mを測る。

また、開口部付近から出土した須恵器杯蓋・低脚高杯から、八十塚古墳群の最初期(6世紀中頃)に築造され、7世紀中頃に追葬が行われたと考えられる。



第1図 調査地位位置図 1/10000

第2節 岩ヶ平支群第59号墳の測量調査

1. 調査に至る経緯

芦屋市六麗荘町152-1、151-2の宅地の庭園部分に保存されている岩ヶ平支群第59号墳(第2図)について、令和元年(2019)7月9日に、地権者代理の設計者から庭の整備について本市教育委員会に照会があり、古墳が残存していることから、文化財保護法に基づく手続きが必要であることを説明した。

その後、令和2年(2020)2月10日に本市教育委員会と設計者・施工者で現地協議を行い、21日に文化財保護法第93条第1項に基づく届出書が地権者から提出された。本市教育委員会は、庭の整備において、現在の地表面である古墳の墳丘封土及び石室上部の露出した石材を厚さ約20cmの土で覆い、その上に石を張り付ける方法が計画されており、墳丘や石室に影響を与えない計画であると判断して、現況を記録するために第59号墳の墳丘並びに石室について現状観察と写真撮影、写真測量を実施した(巻頭図版1・2、第3～5・7～17図)。

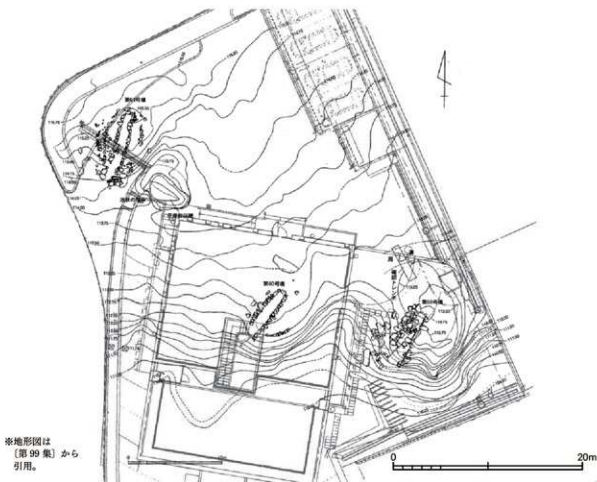
なお、測量調査の費用は原因者が負担した。

2. 遺構

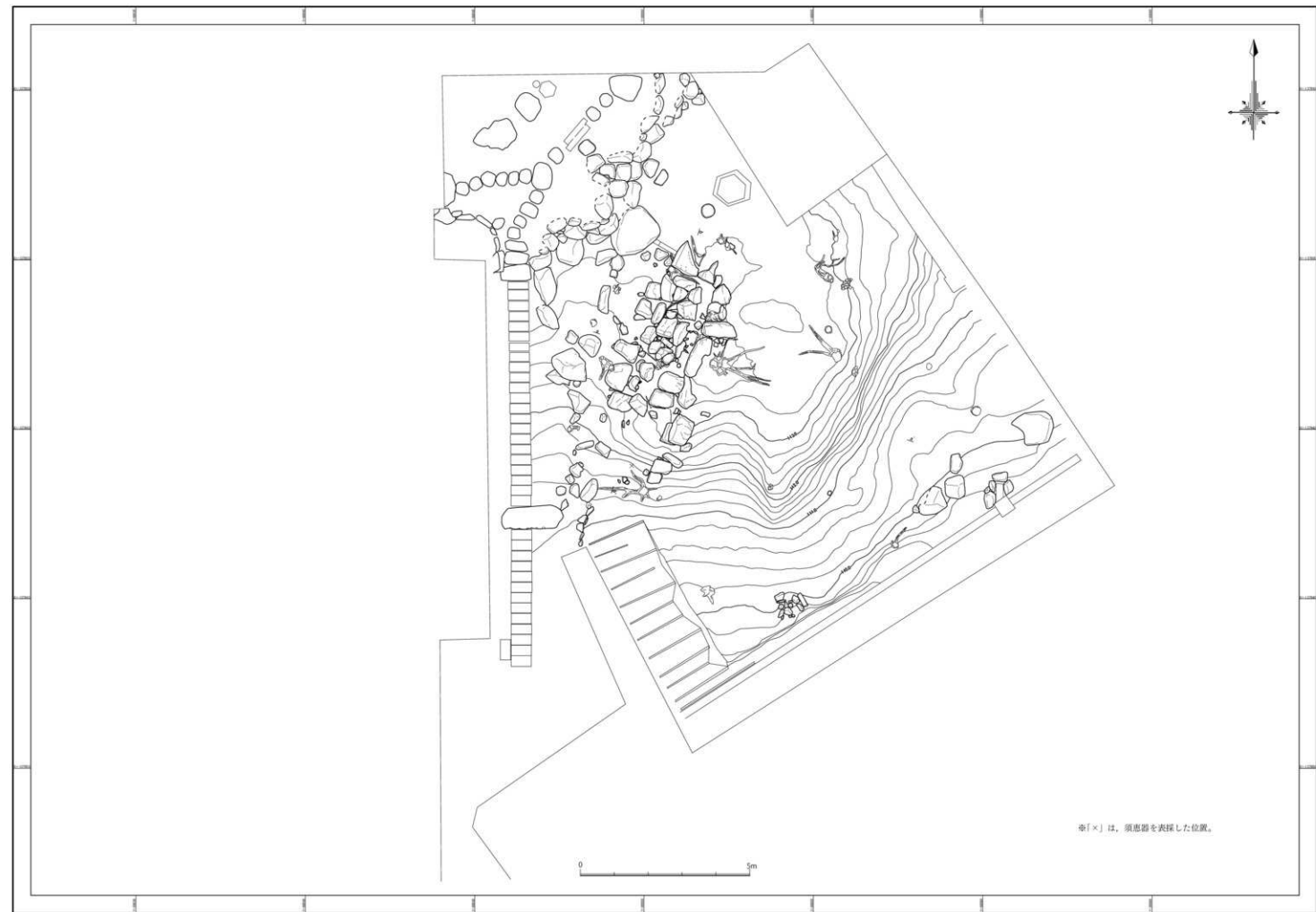
墳丘頂部は石室の北東側に平坦面があり、最頂部の標高は113.69mを測る。113.2mの等高線から111.0mの等高線までは間隔が狭く、墳丘の南東部を中心に急斜面となっている(第3～5図)。標高111.0m付近を墳丘裾とみると、墳丘は高さ2.7mほどが残存していることになり、天井石やその上の盛土を考慮すると、本来の墳丘高は約3.5mと推測できる。

石室の法量は平成24年度の認識と差異はないので(第7・8図)、石材の観察で得られた所見を記す。

奥壁の石材は石室側に小口を向けるように置かれている。この面に加えて、側面や背面にも割面をもつ石材である。一方、側壁では、原位置を保っている石材はいずれも石室側も上面も自然面で、自然石を用いているといえる。石室内に転落している石材の多くも自然石だが、奥壁に近い位置には割石もみられる。左(東)側壁は右(西)側壁よりも残存状況が良く、3段以上の段数が確認できる。現存する玄室の最上段は、奥壁から3石目を除いて細長い石材を横位置に設置している。石材の多くが石室内に倒壊している右側壁では、原位置を保っている石材は立方体に近いものが多い。



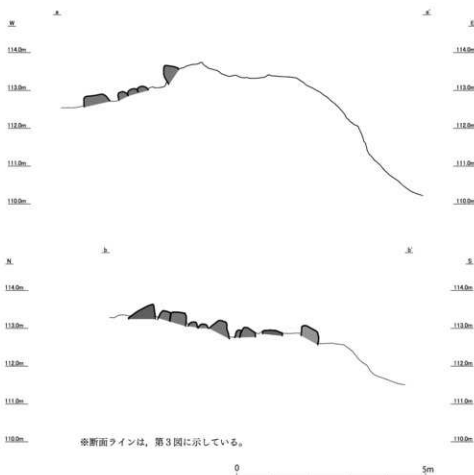
第2図 調査地平面図 1/400



第3図 墳丘平面図 1/100



第4図 墳丘オルソン図 1/100



第5図 墳丘断面図 1/100

なお、玄門部から1.5mほど北側には4段の側壁が一気に石室内に倒れ込んでいるが、この石材の厚さは合計1.05mである。このような石材よりも下に基底石が遺存していることや、現在の開口部の義道側壁の様子から、石室高は1.5mを超えるといえる。

義道では、左側壁が地表面にかなり露出していてその長さは約2.1mであるが、右側壁は埋没ないし崩落している。ただし、玄門部より1.6m及び2.6m南側に側壁構築材の可能性のある石材がみられるので、南側の石材を側壁構築材とみると、義道の長さは3.4m以上になる。



第6図 須恵器写真 約1/2

3. 遺物

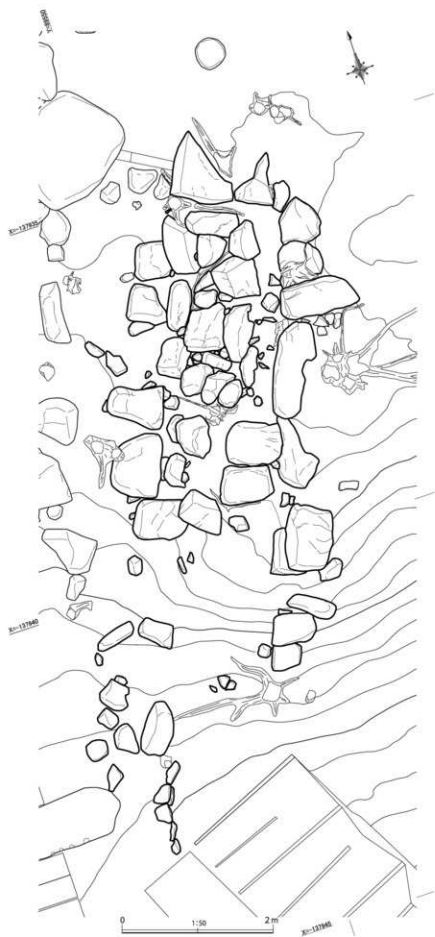
令和2年2月10日の現地協議の際に、石室開口部付近（第3図に×で位置を表示）で須恵器小片5点を採取した。

これらは、いずれも磨滅、劣化が著しく、調整等の観察や図化はできないが、焼成状態のあまい須恵器杯片を含む（第6図）。

4. まとめ

以上のように、今回写真測量を行ったことで、墳丘や石室の様相がより明らかになる詳細な平面図を得ることができた。

なお、具体的な工事内容は、第59号墳の表面を厚さ約20cmの盛土で覆い、その上に石を張り付けるというもので、第59号墳が掘削や盛土の土圧等によって損壊を受けることはなく、埋蔵文化財への影響はない。したがって、埋蔵文化財の取り扱いの指導事項は「慎重工事」と判断した。なお、施工時には、第59号墳上の作業や機械の設置等に伴って古墳の墳丘封土や石室石材が損壊することがないように、指導した。





第8図 石室オルソ図 1/50



第9図 墳丘（南東から）



第10図 石室開口部（南西から）



第11図 玄室全景（南西から）



第12図 奥壁（南西から）



第13図 石室全景（北東から）



第14図 石室袖部（北から）



第15図 東側壁と転落石
南半部（西から）



第16図 東側壁と転落石
北半部（西から）



第17図 石室内転落石と
西側壁（南西から）

第3章 徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群の調査成果

第1節 地理的・歴史的環境

六甲山地南東麓の高位段丘上に立地する八十塚古墳群と重複するように、徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群が分布している(第1図)。

大坂城は豊臣秀吉によって天正11年(1583)に築城されたが、慶長20年(1615)の大坂夏の陣によって落城した後、徳川幕府によって再建された。徳川大坂城の再建工事は元和6年(1620)に始まり、寛永元年(1624)・同5年(1628)の三期にわたって行われ、西国大名を中心に63藩64家に及ぶ大名が「公儀普請」として動員された。その際、東六甲地域の六甲花崗岩が石垣などの用材として大量に採石されており、その数は数十万個に上ると推測されている。そして、採石活動の痕跡として刻印石や矢穴石などの関連石材や採石土坑が確認されており、これら関連石材及び採石遺構群を「徳川大坂城東六甲採石場」と呼称している。

当採石場は神戸市東部から西宮市仁川右岸に至る東西約6.5kmの範囲に広がっており、地形的には山地や丘陵・台地に位置している。地形や刻印の分布状況から、甲山・北山・越木岩・岩ヶ平・奥山・城山の6つの刻印群に細分されていて、芦屋市域には、岩ヶ平・奥山・城山の3ヶ所の刻印群が展開する。また、西宮市の甲山刻印群の一部は、平成30年(2018)2月に「大坂城石垣石丁場跡 東六甲石丁場跡」という名称で国史跡に指定されている〔西宮市教委2018、文化庁編2018ほか〕。

ところで、芦屋市内では芦屋川右岸の扇状地において、神社の境内や住宅の石垣に刻印石や矢穴列痕をもつ割石が点在している。これらについては、丘陵・山地の採石場から転落したり運び出されたりした石材が残存しているように捉えられていたが、平成21年(2009)に実施した芦屋廃寺遺跡第115地点の発掘調査で、扇状地の流路部分に集積している転石を対象とした採石遺構を検出したことから、扇状地でも採石活動が行われていたことが明らかになり、「芦屋川右岸扇状地刻印群」の呼称を提示している〔第87集〕。

なお、芦屋市域の刻印群については、歴史研究団体である芦の芽グループによる分布調査や芦屋市教育委員会の発掘調査によって、各採石場を経営した藩・大名を示すと考えられる刻印をもつ「刻印石」の種類や分布が把握できるようになっている。さらに、採石場に残る刻印と大坂城石垣の刻印の対応関係から、岩ヶ平刻印群には松江藩堀尾家、鳥取藩池田家、唐津藩寺澤家、熊本藩加藤家、小浜藩松平家、長州藩毛利家の採石場が境を接して広がっていた様子が明らかになっている。また、岩ヶ平刻印群第66・84・85地点など

では、刻印石や割石、コッパの集積、採石土坑、掘立建物跡、鍛冶炉跡、石曳道などを確認しており、刻印石の分布だけでなく、採石場の実態についての情報も徐々に増えている。このような調査成果をもとに、石垣用石材(調整石)を割り取った後に現地に残された母岩や石材の形を整えるために割り取られた不要石材(端石)の形態、採石土坑の様相などから、花崗岩巨礫を対象とする石割の工程や技法(均等二分割技法・半鑿割技法・掏り取り技法、回転分割技法・平行分割技法・直交分割技法)の推定を行っている。さらに、地形と採石丁場の形態分類(谷占有型丁場・点在型丁場・作業面造成型丁場・沢占有型丁場・尾根占有型丁場)、石材搬出ルートや番所の推定なども行えるようになっている〔第2・12・20・22・24・25・31・40・42・44・60・61・63・64・67・71・73・77・84・88・92・99・102～104・112集、白谷2012〕。

岩ヶ平刻印群の調査地点数は、令和3年(2021)1月31日現在257地点となっている(本発掘調査、確認調査、工事立会、慎重工事を含む)。このうち、平成29年度に分布調査・確認調査を実施した第222地点と平成30年度に分布調査や確認調査を実施した第230・233地点、平成30年度の確認調査の結果を受けて平成31年度(令和元年度)に本発掘調査を実施した第236地点、平成31年度(令和元年度)に分布調査を実施した第243地点について、次節以降で報告する。



第1図 調査位置図 1/10000

第2節 第222地点の確認調査

1. 調査に至る経緯

芦屋市六麓荘町142番地1（敷地面積約900㎡）は、周知の埋蔵文化財包蔵地である岩ヶ平刻印群の範囲内であり、昭和63年（1988）1月に「岩ヶ平刻印群第4地点」として現地に立ち入った際に、刻印石1石と関連石材2石の存在を確認した場所である（第1図）。さらにその後の工事立会で新たに刻印石1石を確認し、合計2石の刻印石が現地庭園部分に保存されていた〔第61集〕。なお、この刻印石2石については、かつて六麓荘町に存在していた芦屋国際ホテル建設に伴い発見されたもので、その後現地に移送されたことがわかっている〔第44集〕。

当該地において、鉄筋コンクリート造地上2階・地下1階建個人住宅の新築計画が進捗し、平成29年（2017）7月20日付で地権者から文化財保護法第93条第1項に基づく埋蔵文化財発掘届出書が提出された。本市教育委員会では、刻印石の現状を確認するため8月17日に分布調査を行い、刻印石の存在を視認した。また、受理した発掘届出書を審査したところ、現地表下6.2mまで掘削を行うということであったの

で、計画建物の建設工事によって埋蔵文化財が損壊を受ける可能性の有無を確認するため、9月4日に確認調査を実施することになった。

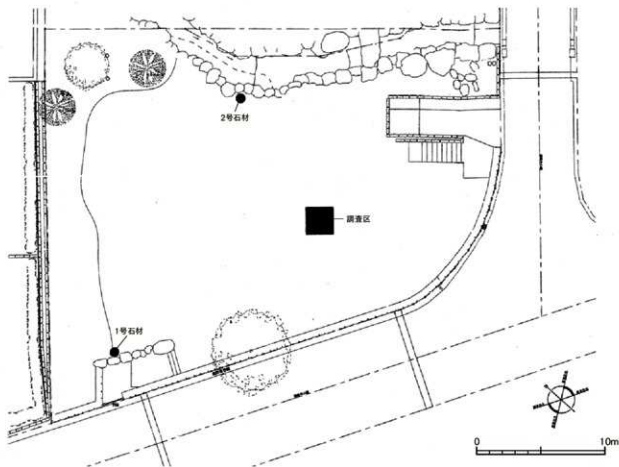
なお、確認調査は、芦屋市教育委員会生涯学習係係長竹村忠洋（学芸員）・同課学芸員森山由香里・同課嘱託職員白谷朋世（学芸員）が担当した。

2. 確認調査の方法

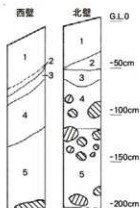
9月4日に、調査地のほぼ中央部に2.0m四方（調査面積4.0㎡）の調査区を設定して（第2・9図）現地表下2.0mまで重機掘削し、土層や埋蔵文化財の有無を観察した。土層は略測図を作成して記録し、調査区は重機によって埋戻して現状復旧した。また、13～15日にかけて刻印石2石の実測図を作成し、刻印や矢穴痕の拓本を採った（第7図）。

3. 調査区の層序

土層番号は、上から順に通し番号（第1～5層）を付した。第1層は現表土、第2層は宅地化に伴う盛土・整地層、第3層は水成層の可能性のある灰白色～明黄灰褐色シルト～砂質土、第4層はボルダーを含む自然堆積層である明黄褐色粗砂質土、第5層はボルダーを含む自然堆積層である淡灰褐色粗砂質土である（第3・



第2図 調査区・刻印石配置図 1/300



第3図 土層柱状図 1/40

10図)。現地表下62cmで検出した第4層以下が地山由来の層である。

なお、遺物包含層や遺構は確認できなかった。

4. 刻印石

概要 当該地には原位置を保っていない刻印石が2石存在していることは、昭和63年にすでに認識されており、確認調査時に2石とも現存していることを再確認した。1石は、調査地の北西部の門を入った正面に設置されている「實来泉」刻印のある近代の石材の上に、宅地化に伴って据えられており、これを「1号石材」とした。もう1石は、当該地の東側を南北に流れる「どんどん川」の西岸に立てられており、これを「2号石材」とした(第2図)。

1号石材 「實来泉」の刻印のある近代の石材の上に据えられていた石材である(巻頭図版3, 第4・5・11・12図)。下端は地中に埋められているが、Cタイプの矢穴痕が2ヶ所みえるので、移動に際して下部を切断したことがわかる。この石材の平面形は四角形で、刻印が彫られている面は矢穴列によって作られた断面だが、地上にみえている他の面はすべて自然面なので、端石である。刻印の彫られた面を正面とすると、高さ1.15m、幅0.70m、奥行き0.64mである。正面は、上辺約0.25m、下辺約0.65mの台形で、右側面から穿たれたAタイプの矢穴痕が6個残る。矢穴痕は、上から順に「1～6」の通し番号を付した(表1)。最上部の矢穴痕1は点彫り状のノミ痕が認められるが、矢穴底まで彫り込んでおらず、途中で中断したようである。矢穴痕1～3の矢口周辺にはヤマトとみられるノミによる打撃痕が残るが、矢穴痕4～6の周辺は綺麗な剥離面になっていて、ノミ痕はみられない。

刻印は矢穴痕5に接するように彫られている、幅1cm、直径28cmの円の中に幅3cm、長さ12.5cmで深目に彫られた楕棒があり、その両側に勾玉型の点を伴う「㊦」である。これは、若狭小浜藩京極家所用刻印と考えられるもので、岩ヶ平刻印群の西部、奥山刻印群の東端尾根から東に下った位置に集中的に分布して

いる刻印である。

2号石材 川岸に立てられていた石材で、1号石材と同様に下端は地中に埋められている(巻頭図版3, 第4・5・13・14図)。現状では截頭三角錐で、3方向の側面も頂部も断面である。刻印の彫られた面を正面とすると、高さ0.80m、幅0.56m、奥行き0.60mである。正面は、上辺約0.22m、下辺約0.55mの台形で、正面には左側面から穿たれた矢穴痕が6個(A列)、左側面には右側面から穿たれた矢穴痕が2個(B列)残る。矢口と矢穴痕の位置関係から、まず右側面が割られ、次いでB列によって左側面が割り出された後にその面にA列が設けられて、新たに割り出された面に刻印が彫られたことがわかる。ただし、頂部が割り出されたのが採石時なのか近代の移動等石材の再利用時なのかはわからない。矢穴列は、それぞれ、上から順に「1～6」(A列)、「1・2」(B列)の通し番号を付しているが、個々の法量や形態はバラバラで、A列の矢穴痕3はBタイプに近い(表1)。

刻印は矢穴痕4の右側にある四つ目結文で、現在は隅立て四つ目にみえるように立てられている。一辺8cm前後の正方形の中に、一辺2.5cmほどの正方形をもつ二重の方形が田の字形に4つ配されていて、全体として一辺18cmの正方形に収まる「㊦」である。この刻印についても、平四つ目結文であれば、若狭小浜藩京極家所用刻印とみて大過ない。

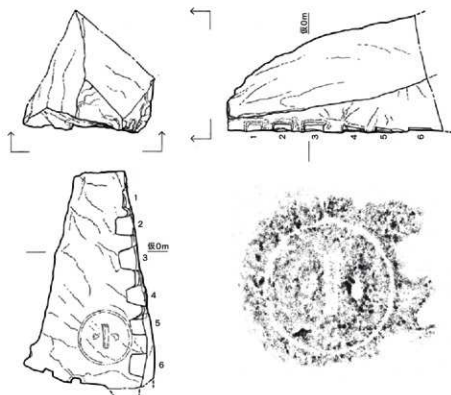
「實来泉」の刻印のある近代の石材 ところで、1号石材は現在、行書体の「實来泉」の文字が刻まれた花崗岩自然石の上に据え置かれている(第6・11図)。この石材は、昭和初期に六麓荘町で大規模な住宅地として開発した際、町内全体を一つの日本庭園とみなして「どんどん川」が宅地を貫くように配し、ところどころに滝や池、泉を設けた名残りと考えられる。

5. まとめ

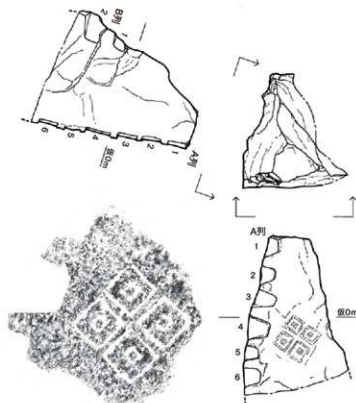
上記のように、当調査地点には芦屋国際ホテルの敷地から持ち込まれた移動石材ではあるが、2石の刻印石が遺存していた。どちらの刻印石も底石として転用するに当たって、刻印周辺を残しながら切断し、高さ1m前後の大きさに整えられたようである。1号石材の刻印は「㊦」、2号石材の刻印は「㊦」で、ともに若狭小浜藩京極家所用刻印である。どちらも矢穴列によって割り出された断面に穿たれているので、採石活動を開始する際に踏示石として刻印を施したのではなく、採石活動が進行してからのものであることがわかる。あるいは、調整石などを保管している場所や飯場の目印であったのかもしれない。

確認調査結果から、今回の工事は埋蔵文化財に影響を与えないと判断し、指導事項を慎重工事とした。なお、刻印石2石は本市教育委員会が提供を受けて、阪神高速5号湾岸線下(陽光町)に保管している。

1号石材



2号石材



第4図 1号石材・2号石材実測図 1/20・刻印拓影 約1/8

1号石材



2号石材



第6図「寶來泉」拓影 約1/8

第5図 1号石材・2号石材矢穴痕拓影 約1/8

表1 矢穴痕計測表

第222地点/1号石材

石材番号	矢穴番号	矢穴口長	矢穴縦長	矢穴深さ	矢穴間隔
1	1	10.5	9.0	2.0	9.0
	2	10.5	6.5	7.5	5.0
	3	10.0	8.0	8.0	7.0
	4	10.5	6.0	6.0	7.0
	5	8.0	6.0	7.0	9.5
	6	9.5	7.5	8.5	5.0 ~

第222地点/2号石材-A列

石材番号	矢穴番号	矢穴口長	矢穴縦長	矢穴深さ	矢穴間隔
2-A列	1	10.0 ~	6.0	8.0	4.0
	2	10.0	5.0	8.0	4.0
	3	11.0	5.0	10.0	4.0
	4	12.5	7.0	10.5	4.0
	5	8.0	5.0	7.0	3.5
	6	10.0	6.0	8.0	3.0 ~

第222地点/2号石材-B列

石材番号	矢穴番号	矢穴口長	矢穴縦長	矢穴深さ	矢穴間隔
2-B列	1	9.0 ~	5.0	6.0	5.0
	2	11.0	8.0	13.0	4.0

※単位はcm。



第7図 調査風景



第8図 調査地全景（南東から）



第9図 調査区掘削



第10図 土層断面



第11図 1号石材と「寶來泉」刻印石（南西から）



第12図 1号石材（南から）



第13図 2号石材（南から）



第14図 2号石材（南東から）

第3節 第230地点の確認調査

1. 調査に至る経緯

芦屋市六麗荘町72-1, 2(敷地面積約3,700㎡)は、周知の埋蔵文化財包蔵地である岩ヶ平刻印群の範囲内である(第1図)。六麗荘町は昭和4年(1929)に国有林であった六麗荘台地の斜面地を開発する「株式会社六麗荘」が認可され、大規模な宅地造成が行われたが、その中において、当該地は山林(雑木林)で、自然地形を残すと考えられる斜面地である。また、当該地とその東側隣接地については、古川久雄氏の詳細な分布調査によって、「伊木」刻印を含む刻印を有する花崗岩巨礫7石(「岩ヶ平刻印群刻印石一覧」№.64～70石材)の存在が知られており〔第44集〕、これらの刻印石に加えて、矢穴石や割石など採石関連石材や採石土坑・コッパ集積場・石曳道・平場等の採石遺構の存在が想定される地点である。

当該地において、鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建個人住宅の新築計画が進捗し、本市教育委員会に問い合わせがあったので、平成30年(2017)1月18日に分布調査を行ったところ、前述の刻印石の一部を確認するとともに、それ以外にも多くの花崗岩巨礫が点在しており、平場状の地形やコッパの分布が認められた。しかし、下草がうっそうと茂り、落ち葉も溜まっていたため詳細は不明であったので、当該地のどの位置に採石に関わる遺構が存在しているのかを十分に把握することはできなかった。

3月30日付で地権者から埋蔵文化財発掘届出書が提出された。受理した発掘届出書を審査したところ、現地地表下8.28mまで掘削を行うということであった。

ので、計画建物の建設工事によって埋蔵文化財が損壊を受ける可能性の有無を確認するため、4月17日～20日(実働4日間)に確認調査を実施することになった。

なお、調査は、芦屋市教育委員会生涯学習課係長竹村忠洋(学芸員)・同課学芸員森山由香里・同課嘱託職員白谷朋世(学芸員)が担当した。

2. 確認調査の方法

下草を伐採し、落ち葉を除去して既知の刻印石の位置を確定するとともに、それ以外の関連石材や採石遺構に加えて、岩ヶ平刻印群と重複する八十塚古墳群関連の遺構の分布状況を検証した(第24・25図)。さらに、トレンチ調査によって地山を確認し、六麗荘町開発時の地形改変の程度や、埋没遺構の有無を確認した。(第18図)

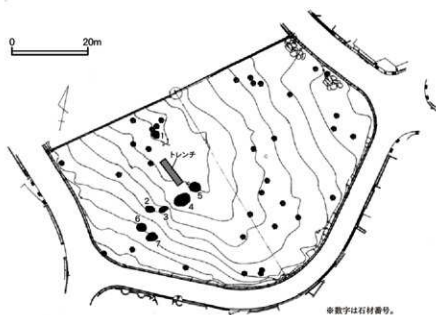
3. 確認調査の経過

4月17日には、隣地との境界を確認して、下草の伐採や落ち葉掻きを開始した(第17図)。当該地西側斜面の北寄り部分は石材の分布が乏しいので、この部分の落ち葉掻きを優先して採石遺構が分布していないことを確認し、下草置き場とした。一方、東側隣接地との境界に近い部分については、北半分の傾斜が緩やかで平坦部分が広がっており、巨礫が点在していた。その中には刻印石が3石含まれており、自然石の転石やCタイプの矢穴痕のある割石もみられた。

4月18日は、下草の伐採や落ち葉掻きを継続するとともに、東側隣接地と併せて既知の刻印石7石のすべてを同定した。それ以外にも刻印石の可能性のある巨礫やAタイプの矢穴・矢穴列痕のある巨礫、Aタイプ・Cタイプの矢穴痕のあるコッパ・割石を確認した。

4月19日も、下草の伐採や落ち葉掻きを継続する。当該地の中央部東寄りに刻印石が2石近接しており、その西側急斜面に自然石の集積がみられることから、採石時に不要石材を片づけた可能性が考えられる。

4月20日は、昨日に引き続き刻印石2石の西側斜面の下草の伐採や落ち葉掻きを継続するとともに、刻印石2石よりも東側・南側の下草の伐採や落ち葉掻きを行う。また、当該地北東部の平坦部分に幅1m、長さ7mのトレンチ(調査面積7.0㎡)を設定して(第15・18図)、地山検出を目的とする人力掘削を行い、土層の状況を



第15図 石材配置図 1/1000

観察した。

最終的に、当該地で確認できた刻印石は既知の4石のみであったが、さらに矢穴石1石と割石2石を確認したので、通し番号を付した。1号・2号・4号・5号石材が刻印石で、3号石材が矢穴列・矢穴列痕のある割石、6号石材が矢穴列のある矢穴石、7号石材が矢穴列によって半載された割石である。

4. 調査区の層序

土層番号は、上から順に通し番号(第1～4層)を付した(第16・19図)。第1層は現表土で、腐葉土が主体である。第2層は灰色の土壌層である。第3層は地山起源の再堆積土で、黄灰色土である。第4層は黄褐色土で、花崗岩起源の砂礫や粘土を含んでおり、地山と判断した。なお、第4層は第2層ないし第3層の直下であって現地表下10～30cmで検出しており、当該地には遺物包含層や盛土を伴う地形改変はみられなかった。

5. 遺構

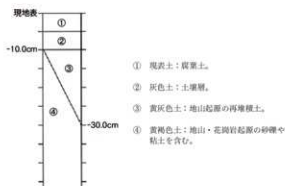
概要 当該地には既知の刻印石(1号・2号・4号・5号石材)に加えて、矢穴石1石(6号石材)と矢穴列によって割られたことが明らかな割石2石(3号・7号石材)を確認した(巻頭図版4～7, 第20～22図)。また、Aタイプ・Cタイプの矢穴痕のみられるコップも点在している(第23図)。さらに傾斜面には石曳道の存在も推定できる。一方、八十塚古墳群に伴う遺構や遺物包含層は確認できなかった。以下に、個々の石材の概略を記す。

1号石材 調査地の北東平坦面に位置する自然石で、同一側面に若狭小浜藩京極家所用刻印である「回」と因伯鳥取藩池田家所用刻印である「㊦」が併刻されていて、前者は一辺13.0cm、後者は直径22.0cmである(巻頭図版4)。刻印石一覧の№64石材に該当する。

2号石材 調査地の中央付近、西に下る斜面上部に位置する自然石で、因伯鳥取藩池田家所用刻印である「㊦」が側面にみられる(巻頭図版5)。刻印の直径は27.0cmで、1号石材のものより大きい。刻印石一覧の№68石材に該当する。

3号石材 2号石材よりも少し東側の平坦面に位置する花崗岩巨礫(割石)で、石材の上面から穿たれた矢穴列によって石材の南部分が割り取られ、その面に新たに矢穴列が設けられている。石材下部は地山に入り込んでいるようなので、原位置を保つ母岩と考えられる(巻頭図版5, 第20図)。なお、周辺にはコップが点在している。

4号石材 3号石材の東側の平坦面南端に位置する低平な自然石で、上面に若狭小浜藩京極家所用刻印である「回」と「口」の刻印がみられる(巻頭図版6)。



第16図 土層柱状図 1/10

前者は一辺15cm程度であるが、後者は一辺6cmと小振りである。刻印石一覧の№69石材に該当する。

5号石材 4号石材の東側、4号石材と同様に、平坦面南端に位置する。自然石の側面には「伊木三十郎石者」の刻印がみられる(巻頭図版6)。伊木三十郎は因伯鳥取藩池田家の筆頭家老なので、この刻印は当該地が因伯鳥取藩池田家の採石場であったことを示している。刻印石一覧の№65石材に該当する。

6号石材 調査地の南西部斜面に落ち葉に埋もれるようにみつかった矢穴石である。自然石の上面中央部に矢穴列が穿たれている(巻頭図版7, 第21図)。

7号石材 6号石材よりやや南側で、6号石材と同様に斜面部で検出した割石である。自然石の上面中央部に6号石材と同じように設けた矢穴列によって真っ二つに半載されたもので、割れた状態をそのまま保持したまま(巻頭図版7, 第22図)。

6. まとめ

当該地では既知の刻印石(1号・2号・4号・5号石材)を再確認したほか、矢穴石1石(6号石材)と矢穴列によって割られたことが明らかな割石2石(3号・7号石材)を確認した。また、Aタイプ・Cタイプの矢穴痕のみられるコップも点在しており、石曳道の存在も推定できる。なお、現在認識できている刻印は若狭小浜藩京極家所用刻印(1号・4号石材)と因伯鳥取藩池田家所用刻印(1号・2号・5号石材)で、とくに1号石材には両家の所用刻印が併存している。これについては、1号石材が両家の採石場の境界を明らかにする榜示石であった可能性があるが、京極家から池田家ないし池田家から京極家への採石場を営む家の変化も推定できよう。

一方、八十塚古墳群に伴う遺構や遺物包含層は確認できなかった。

この確認調査の結果から、今回の工事によって埋蔵文化財が損壊することが明らかになったため、本発掘調査が必要であると判断した。なお、その後、工事が中断したため、本発掘調査を実施するに至っていない。

第17図 調査風景



第18図 トレンチ全景
(北西から)



第19図 土層断面（北東から）





第20図 3号石材確認状況
(南東から)



第21図 6号石材確認状況
(南西から)



第22図 7号石材確認状況
(南西から)

第23図 コッパ検出状況
(南西から)



第24図 調査地北東部掘削状況
(南東から)



第25図 調査地南西部掘削状況
(南から)



第4節 第233地点の分布調査

1. 調査に至る経緯

芦屋市六麓荘町28—2, 28—3, 30—2(敷地面積約1,500㎡)は、周知の埋蔵文化財包蔵地である岩ヶ平刻印群の範囲内である(第1図)。

当該地において、鉄骨造一部木造地上2階建個人住宅の新築計画が進捗し、平成30年(2018)5月16日付で地権者から埋蔵文化財発掘届出書が提出された。当該地には既存建物があって、すでに地形改変が行われていたが、刻印石や割石が残存している可能性があることから、本市教育委員会は6月4日に現状を確認するために分布調査を行った。その結果、敷地内を流れるとんどん川の護岸等に再利用されている移動石材の中に矢穴列痕を有する割石3石を確認した。そこで、割石のうち2石について、略測図の作成と矢穴痕の採拓を行った。

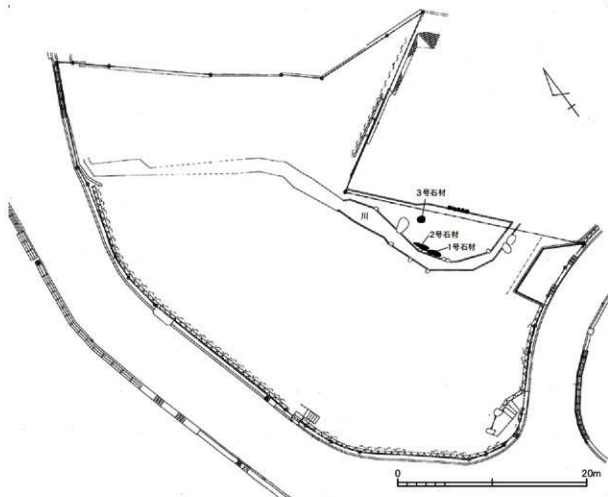
なお、受理した発掘届出書を審査したところ、現地表下0.8mまで掘削を行うということであったが、建築物の建設予定範囲(当該地西半部)はすでに宅地造成によって大きく改変を受けているため、計画建物の

建設工事によって埋蔵文化財が影響を受けることはないかと判断し、掘削による確認調査は行わなかった。

2. 分布調査の方法

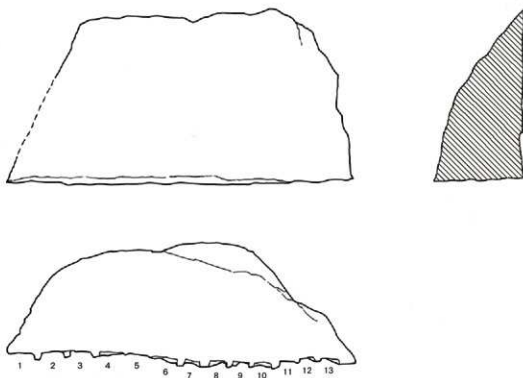
6月4日に現地に立ち入り、宅地造成によって改変を受けている範囲を確認するとともに、当該地の東側の庭園部分を南流しているとんどん川の周辺に配置されている石材の状態を観察した(第26図)。その結果、川岸東側の護岸最上部に矢穴列痕を有する六甲花崗岩の割石2石(1号・2号石材)が並んで置かれていた(巻頭図版8)。さらに、それより東側に、わずかに一部分がみえるだけだが、矢穴列痕のある石材(3号石材)が埋まっているのを確認した。そこで、全体の形状がわかる1号・2号石材を略測し、矢穴痕の法量を計測するとともに、矢穴痕の拓本を採った。なお、1号石材の矢穴列痕は現在石材下面にあるので、墨を用いた通常の拓本は困難であったため、墨の代わりにチョークの粉を用いた。

分布調査は、芦屋市教育委員会生涯学習課係長竹村忠洋(学芸員)・同課嘱託職員白谷朋世(学芸員)が担当した。

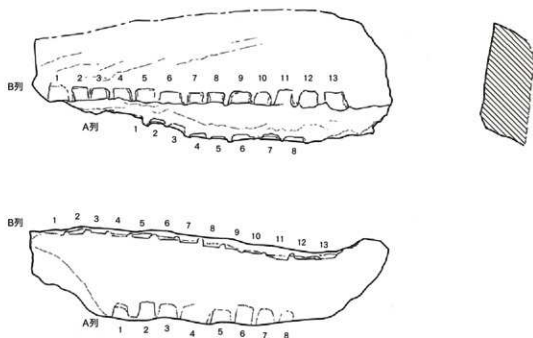


第26図 石材配置図 1/400

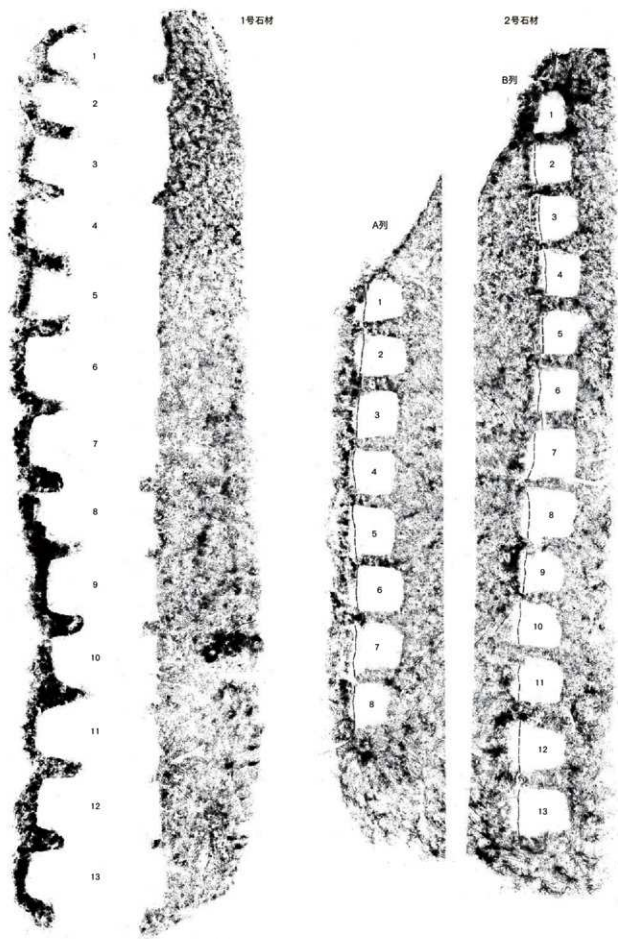
1号石材



2号石材



第27図 1号石材・2号石材実測図 1/20



第28図 1号石材・2号石材矢穴痕拓影 約1/8

3. 割石

概要 当該地で確認したAタイプの矢穴痕をもつ割石は3石であるが、全容が観察できるものは、敷地内を流れるとんどん川の護岸に使用されている2石であった。この割石は長軸を川岸に沿うように並べて置かれており、南側の石材を「1号石材」、北側の石材を「2号石材」と呼称した。どちらも庭園造成時に移動したようだが、もともと当該地内もしくは近接地にあった石材を利用したと考えてよいだろう。

1号石材 東側川岸に置かれた割石のうち、南側の石材である。平面形は台形、断面は直角三角形に近く、長さ約190cm、高さ約50cm、奥行約90cmを測る。上面は自然面だが下面と側面は割面で、端石であることがわかる。割面になっている側面から穿たれた矢穴列痕があり、13個の矢穴痕が残っている（巻頭図版8、第27・28・30図、表2）。

2号石材 1号石材の北端に一部乗り上げるように置かれた割石である。平面形は長楕円形に近く、断面は略長方形で、長さ約190cm、高さ約30cm、奥行約70cmである。上面と川に向いている略台形の側面は明らかに割面で、どうやら下面も割面のようである。側面下端に不鮮明な8個の矢穴痕からなる矢穴列（A列）痕があり、この矢穴列によって割り出された面に13個の矢穴（B列）が彫られていて、上面が割り出されている（巻頭図版8、第27・28・31図、表2）。この石材も端石であるが、本来1号石材と同一石材の可能性が考えられるほど石質が似ている。

3号石材 1号・2号石材の東側、隣地境界付近で確認した石材であるが、ほとんど埋没しているため、全容は不明である。上面に3個以上の矢穴痕が残る（第29図）。

4. まとめ

当調査地点は宅地造成によって既に大規模な地形改変を受けていたが、庭園部分を流れるとんどん川の護岸として2石の割石が設置されていた。また、これと

は別にわずかに地表面に顔を出している割石も1石あった。

当該地の東側隣接地（岩ヶ平刻印群第45地点）では、「伊木」刻印を有する自然石を確認しており、勝示石と考えられる〔第64集〕。したがって、当該地で確認した割石は、おそらく因伯鳥取藩池田家の採石場に関わる石材であろう。なお、これら3石は今回の工事の範囲外にあり、現状のまま保存されている。

また、建築物の建設予定範囲はすでに宅地造成により大きく改変されていたので、今回の工事は埋蔵文化財に影響を与えないと判断し、慎重工事とした。

表2 矢穴痕計測表

第233地点／1号石材

石材番号	矢穴番号	矢穴1長	矢穴2長	矢穴深さ	矢穴間隔
1	1	11.0	5.0	8.0	4.0
	2	10.0	9.0	9.0	3.0
	3	10.0	9.0	9.0	3.5
	4	11.0	10.0	9.0	3.5
	5	9.0	9.0	8.0	4.0
	6	14.0	12.0	8.0	3.0
	7	11.0	9.5	8.0	4.0
	8	11.0	8.0	7.0	3.0
	9	12.0	9.0	7.5	4.0
	10	14.0	11.0	7.0	4.0
	11	11.0	9.0	7.0	3.0
	12	12.0	10.0	7.0	3.0
	13	11.0	9.0	7.0	9.0

第233地点／2号石材-A列

石材番号	矢穴番号	矢穴1長	矢穴2長	矢穴深さ	矢穴間隔
2-A列	1	10.0	8.0	8.0	5.0
	2	9.0	7.5	9.0	3.0
	3	11.0	9.0	10.0	3.0
	4	10.0	9.0	9.0	2.0
	5	10.0	9.5	8.0	2.5
	6	10.0	9.0	9.0	2.5
	7	9.0	9.5	10.0	2.0
	8	9.0	8.0	8.0	3.0

第233地点／2号石材-B列

石材番号	矢穴番号	矢穴1長	矢穴2長	矢穴深さ	矢穴間隔
2-B列	1	10.0	9.0	6.0	8.0
	2	8.0	7.5	7.0	3.0
	3	9.5	8.0	8.0	3.0
	4	9.5	9.0	7.0	3.0
	5	9.0	8.0	7.5	3.0
	6	10.0	9.0	7.5	4.0
	7	10.0	9.0	9.0	3.0
	8	10.5	9.5	9.0	3.0
	9	9.0	7.0	8.0	3.0
	10	8.0	8.0	9.0	4.0
	11	10.0	8.0	10.0	5.0
	12	10.0	6.0	9.0	4.0
	13	9.0	8.0	10.0	20.0

※単位はcm。



第29図 3号石材



第30図 1号石材



第31図 2号石材

第5節 第236地点の発掘調査

1. 調査に至る経緯

芦屋市岩園町1番、2番、3番、4番（敷地面積約3,400㎡）は、西北西から東南東に向かって下る標高82～87m付近の緩斜面に位置して、周知の埋蔵文化財包蔵地である徳川大坂城東六甲採石岩ヶ平刻印群の範囲内である（第1図）。

当該地において、戸建住宅建設のための宅地造成計画が進捗し、平成30年（2018）11月30日付で事業者から文化財保護法第93条第1項に基づく埋蔵文化財発掘届出書が提出された。当該地は、平成26年（2014）に八十塚古墳群岩ヶ平支群第16・17号墳と岩ヶ平刻印群に伴う採石遺構の本発掘調査を実施した八十塚古墳群第153地点〔第104集〕の北側道路を挟んだ隣接地であり、採石遺構や古墳の残存が推定される場所であった。また、南側道路を挟んだ南東側は、谷地形を活かした大規模な採石場を発掘調査した岩ヶ平刻印群第84地点〔第60集〕である。

そこで、芦屋市教育委員会では、分布調査を実施して現状を観察したところ、当該地の北側3分の2程度は資材置き場として利用されており、すでに地形が改変されていたが、南側については自然地形の残る雑木林であった（巻頭図版9上）。また、矢穴列痕の残る割石や採石土坑の可能性のあるクレータ状の窪地が確認できたので、当該地に採石遺構が複数遺存している可能性が高まった。そこで、本市教育委員会は平成31年（2019）1月16～22日に採石遺構の範囲と八十塚古墳群の遺構の有無を確認するために確認調査を行った。その結果、2ヶ所に分かれた採石遺構において、それぞれ割石1石とこれに伴うコップ等を確認するとともに、採石遺構の範囲を確認することができた。

受理した発掘届出書を審査して事業者と協議を行ったところ、今回の工事によってこれらの石材・採石遺構の損壊は避けられないことが明らかになったため、本発掘調査が必要と判断した。これを受けて、本市教育委員会は、令和元年（2019）7月16日～8月9日（実働17日）に本発掘調査を実施した。この発掘調査の費用は原因者が負担した。

なお、分布調査・確認調査・本発掘調査は、芦屋市教育委員会生涯学習課係長竹村忠洋（学芸員）・同課学芸員森山由香里・同課嘱託職員白谷朋世（学芸員）が担当した。

2. 確認調査の方法

落ち葉や腐葉土、投棄されていたごみを除去し、細い木は伐採して地形や石材の遺存状況を確認した。

その上で、分布調査時に当該地南東部において認識

していた矢穴列痕の残る割石（1号石材）を縦断するように北西—南東方向の幅0.6m、長さ9.0mの第1トレンチ（調査面積5.4㎡）を設定して人力掘削を行い、採石土坑の有無やコップの残存状況、土層を確認した。

また、1号石材の南西10mほどの位置に浅い土坑があり、採石遺構や古墳主体部の遺存が想定できたので、この部分にも北西—南東方向の幅0.6m、長さ3.4mの第2トレンチ（調査面積2.04㎡）を設定して人力掘削を行った。

さらに、当該地南部、1号石材より西に約20mの位置にあるクレータ状の窪地の性格を確認するため、この土坑を横断する北東—南西方向の幅0.6m、長さ5.0mの第3トレンチ（調査面積3.0㎡）を設定して人力掘削を行った。

3. 確認調査の結果

現地には各所にごみや投棄されていたが、これらのごみを除去し、落ち葉や腐葉土を剥いていったところ、本来の地形が保たれていることがわかった。

調査地南東部には、分布調査時に確認していた1号石材の東側にコップや砕石を伴う浅い窪みがあり、1号石材が採石土坑を伴っていることが明らかになった（第54～56図）。また、1号石材のすぐ北側に矢穴列痕のある割石1石（2号石材）を確認した。これらの石材の周辺、東西約9m、南北約4mの範囲には、自然石の巨礫やコップが点在しており、一帯が採石遺構であることが明らかになった。なお、第1トレンチにおけるコップの分布は、1号石材の背面（西側）に顕著であった。

一方、第2トレンチではコップや割石はみられず、現地表下0.2mで地山を検出しており、採石遺構や古墳は確認されなかった。

また、クレータ状の窪地は東西約7.0m、南北約6.5m、深さ約1.6mで、その南肩付近に矢穴列痕のある割石（3号石材）を検出した（第57～59図）。第3トレンチを観察すると、この土坑の法面は急斜面になっており、3号石材の周辺や土坑内にコップの集積が認められたことから、巨礫を抜き取った採石土坑の可能性が考えられた。

したがって、当該地で確認した矢穴列痕を有する石材は、南東部における2石（1号石材・2号石材）と、クレータ状の窪地の南肩部にある1石（3号石材）の合計3石である。また、採石遺構は、1号石材周辺とクレータ状の窪地の2ヶ所であることが明らかになった。

4. 本発掘調査の方法

確認調査の結果から、1号石材周辺（「1区」と呼称）とクレータ状窪地周辺（「2区」と呼称）の2ヶ所を対象として本発掘調査を実施した（第32図）。

まず、調査に先立ち、施工業者による伐採が行われた(巻頭図版9下)。次いで調査区を設定し、土層観察用の土手を残して基本的には人力掘削を行い、関連石材や採石土坑を検出した。また、コッパ等を取り上げて、採石時のベース面まで掘削した。また、重機を用いて1号石材周辺の巨礫や3号石材を移動し、刻印の有無や矢穴の詳細を観察した。

国土座標に則り、基準点の設定やレベルの移動を行った。土層断面図は手計りで作図したが、両調査区の平面図並びに採石時の原位置を保っていると判断した1号石材・3号石材の平面図・立面図は写真測量を用いて省力化を図った。

写真撮影は、一眼レフデジタルカメラとフィルムカメラ(ネガ・モノクロ)を併用した。なお、各調査区の全景撮影は、ビデオ3段組んで対応した。

最終的な調査面積は、1区が78.5㎡、2区が84.9㎡で、合計163.4㎡である。

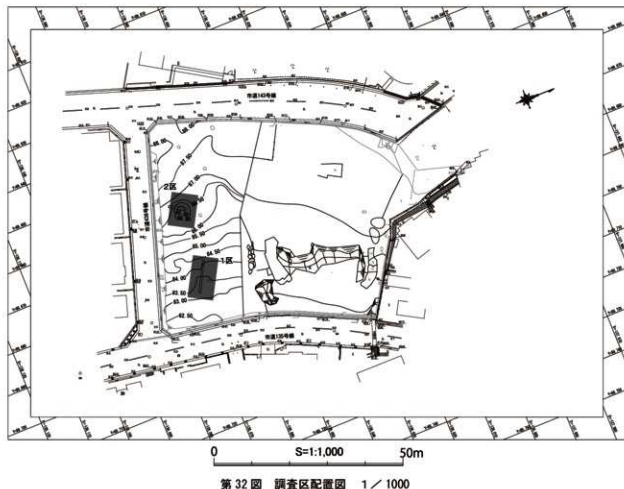
5. 本発掘調査の経過

令和元年7月16日に本発掘調査を開始した。まず、1区を設定し、土層観察用の土手を2ヶ所残して掘削を進めた(第33図)。随所でコッパが検出されるが、1号石材の北側にはコッパの分布は広がっていないことがわかる。24日に1区の掘削状況を撮影し、その

後、写真測量を行う。また、同日、2区の基準杭を打設して4分割で掘削を開始する。1区と比べると2区はコッパの分布範囲が限られており、南東部を中心に人頭程度の自然石が多くみられる。30日には、2区の東部について重機掘削を行った結果、2区では3号石材の北側の土坑にのみコッパや割石がみられることや、第3層に自然石が多く含まれていることが明らかに。また、2区の本来の地形は南東方向に下る傾斜面であるが、土坑の西側と南側の傾斜が極端に急なので、この法面が採石(石の抜き取り)に伴う人為的な崖と考えられる。

8月に入り、2区の掘削を継続する。1日には1区の平面図の点検・修正も行う。5日に2区の掘削状況を撮影し、写真測量を行う傍らで、1区の掘削を再開する。土層観察用の土手を除去し、採石土坑の様子を観察し、さらにコッパや砕石を除去して採石時のベース面を検出していく。7日には1区の完掘状況を撮影し、2区についてもコッパの除去を進めて、8日に完掘状況を撮影する。最終日には1号石材の周辺にある自然石や3号石材を重機で移動して、裏面に刻印や矢穴がみられないか観察した(第44図)ところ、3号石材に新たな矢穴を確認した。

その後、重機を使って埋め戻しを行い、調査を完了した。



6. 調査区の層序

当該地で確認した土層は1区・2区ともに共通しており、上から順に土層番号(第1~4層)を付した(第34・45図)。第1層は現表土で、土壌化した灰褐色土である。第2層はきなきの淡黄褐色砂質土で、第3層が風化した再堆積したものである。コッパや砕石を含む。第3層は確認調査時に地山とみなした黄褐色礫混じり土で、大量に自然石を含んでおり、1区ではかなり固い。採石時のベース層と考えられる。第4層は灰黄褐色砂礫土で地山である。

1区・2区ともに、現地地表下10~30cmで第3層上面に達するので、採石後に堆積した土層は極めて薄い。

7. 遺構

概要 徳川大坂城東六甲採石場の遺構と判断できる採石遺構を調査地南東部(1区)と調査地南部(2区)の2ヶ所で確認した(第32図)。1区では、2列の矢穴列痕の残る母岩(1号石材)とそれに伴う石材抜き取り痕(採石土坑)と2号石材やコッパを検出した。2区は、3号石材を含む割石・コッパが集積する直径約6mの採石土坑を中心とする。

1区 調査地南東部、標高83~84m付近の緩傾斜地に位置する調査区で、東西約7.5m、南北約10.5mの略長方形である(巻頭図版10, 第34~41・60~68図, 奥付)。ここには、分布調査・確認調査で確認していた矢穴列痕をもつ割石(1号石材)に加えて、勝示石に成り得る大きな花崗岩の巨礫や、採石時に片付けのために移動したとみられる自然石が点在しており、表土直下にコッパ・砕石が分布していた。

1号石材は、平面形が略隅丸長方形の石材で、東西約1.7m、南北約2.3m、現存高は約1.8mで、下部は第3層に達している。長軸方向に沿って自然面に穿たれたAタイプの矢穴列痕が2列併行して残存しており、東側のA列は北側最下部の矢穴1個を残すのみだが、A列から0.8~0.9m西側にあるB列は19個の矢穴で構成されている。A列による剖面はほぼ石底まで達していて、東側面は直立に近い高さ約0.8mの面

をなす。B列による剖面は、高さ約1.0mの隅丸三角形だが、剖面は石底に達していないため、北側からみた1号石材の断面形は逆「L」字形である。

1号石材の東側には、1号石材を母岩とする石材抜き取り痕(採石土坑)がある。平面半円形の土坑は、長さ2.6m、幅1.1m、深さ0.25mである。採石土坑には1号石材を割った時に出土したコッパ・砕石が詰まっていて、土坑の底には、わずかに1号石材の割れ残りが見られた。なお、B列よりも西側の側面、南側・北側の側面は自然面である。

1号石材にみられる矢穴痕は、A列・B列ともに台形に近い形態で、矢穴口の長さ9~12cm、矢穴底の長さ7~8cm、矢穴の深さは7~14cm、矢穴間隔は3~5cmで(表3)、一部にヤマトリがみられる。1号石材は岩肌の風化が著しく、それがかなり内側に及んでいる。

なお、1号石材の北東側には矢穴列痕のみ残る割石(2号石材)があった(第42・43図, 表3)。2号石材も岩肌の風化が進んでおり、石質や矢穴痕の形状から1号石材を母岩とすると考えられる。ただし、確認できる4つの矢穴痕は1号石材に残る矢穴とは対応していない。このほかに1号石材の周辺に割石はみられなかったが、A列やB列によって割り出された石材の主たる部分はずでに持ち出され、2号石材はわずかに残された端石だろう。採石土坑や1号石材の剖面の様相から、A列によって長さ約2.3m、幅1.1m以下、高さ2.0m程度、B列によって長さ約2.3m、幅約0.8~0.9m、高さ1.0m程度の石材が得られたと推測できる。

ところで、1号石材の北西側には勝示石と成り得るような花崗岩の巨礫(自然石)が3石みられたが、これらに刻印は認められなかった。また、1区の南西側には50cm大の花崗岩の自然石が密集しているが、これらは第3層直上やそれよりも浮いた位置にあるので移動石材であることがわかる。採石時の片付けの可能性が考えられる。さらに、1号石材の周辺には東西約9.5m、南北約5.5mの範囲にコッパが分布していて西側や南側に顕著であるが、1号石材の北側にはほとんどみられない。この部分は浅い溝状にレベルが低くなっていて、コッパを廃棄しやすい地形であるにも関わらずコッパが少ないのは、ここにはコッパを放置しないという意識が働いたからであろう。明確な石曳道は認められないが、この部分を石曳のためのスペースとみると、1号石材の北東側を経て石材を曳出したことが想定できる。

また、採石土坑内に多くみられた砕石と同じものが、1号石材の南東約2mの位置にまとまっていた。ここで割り出した石材を回転させたり、表面を加工した可能性を考えたい。



第33図 1区調査風景

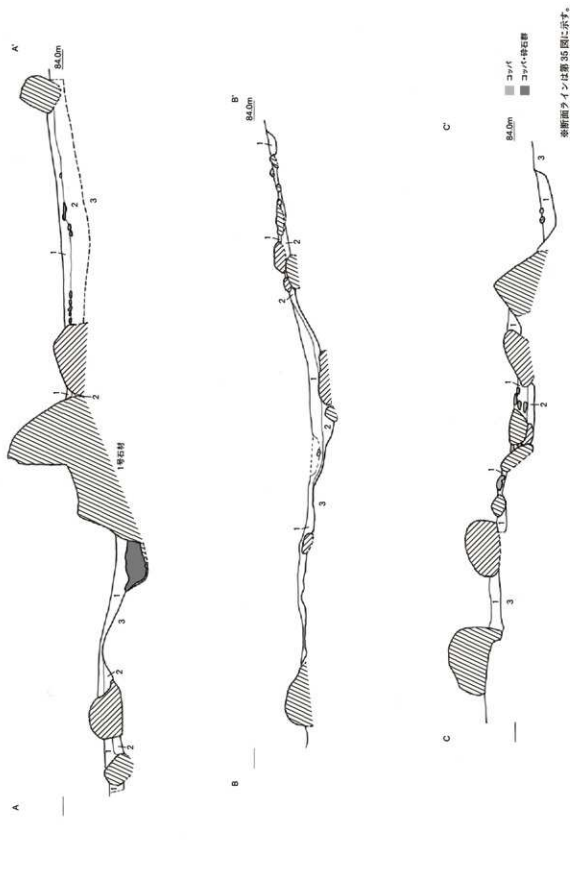
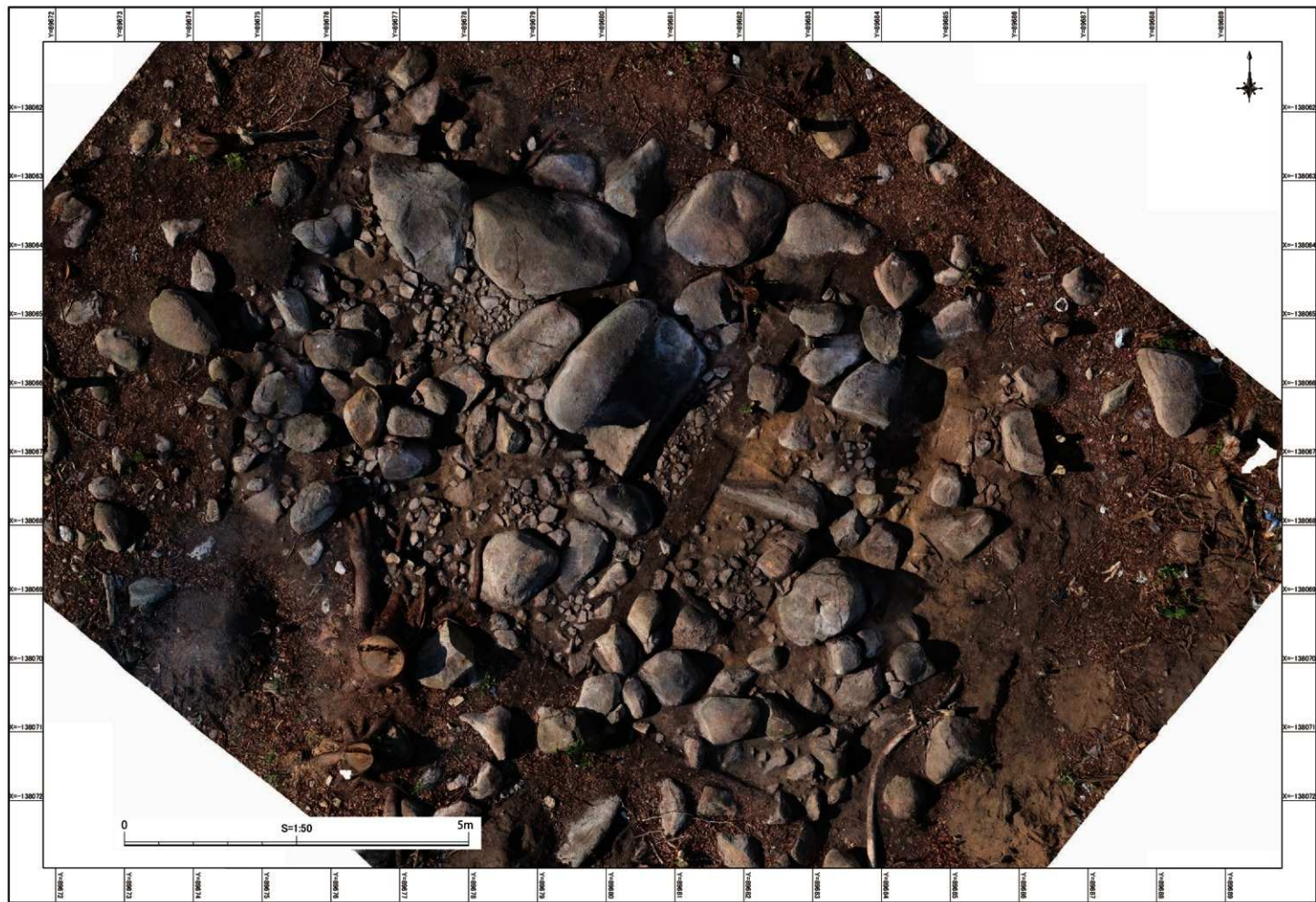
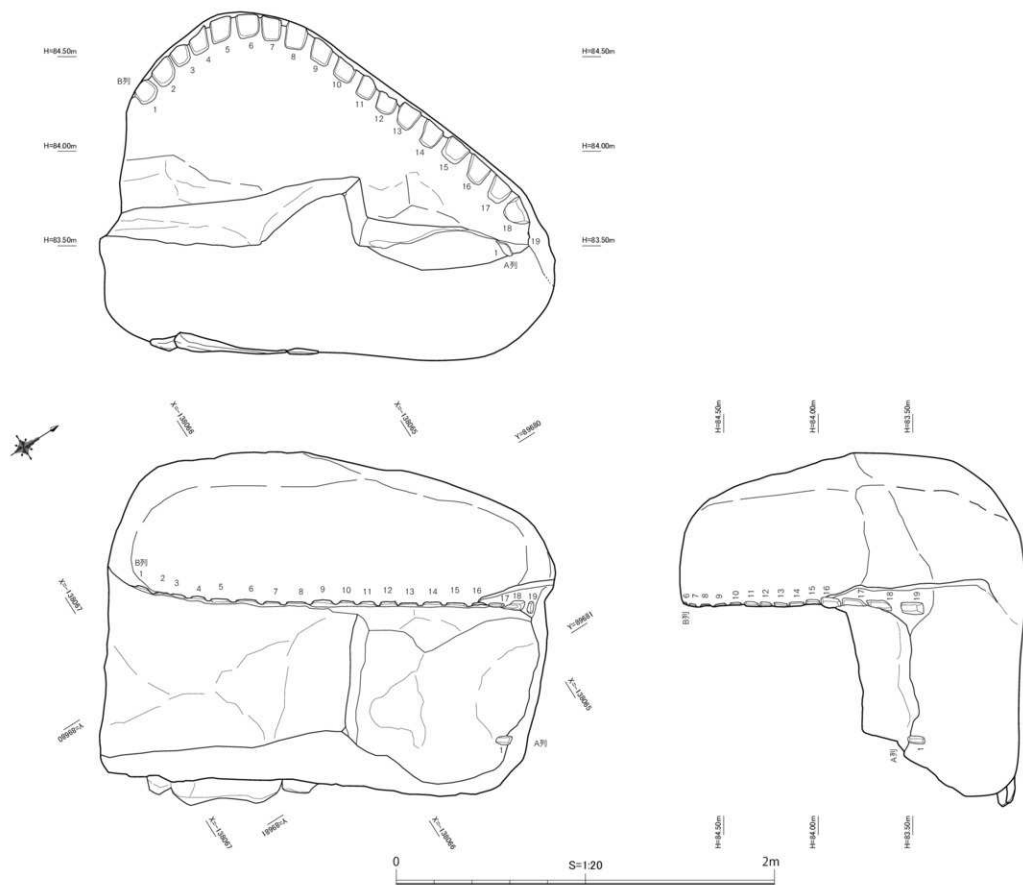




图 52 第 1 区 1 / 50

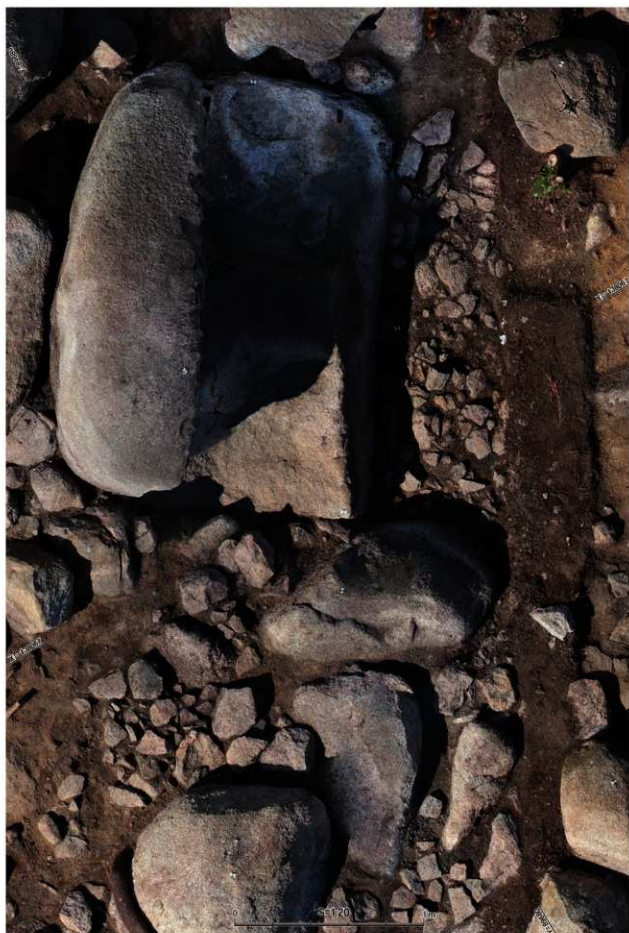


第 36 図 1 区オルソ図 1 / 50





第39図 1区採石土坑平面図 1/20



第40図 1区採石土坑オルソ図 1/20

表3 矢穴痕計測表(1区)

第236地点/1号石材-A列

石材番号	矢穴番号	矢穴11長	矢穴縦長	矢穴深さ	矢穴間隔
1-A列	1	12.0	5.0	8.0	—

第236地点/1号石材-B列

石材番号	矢穴番号	矢穴11長	矢穴縦長	矢穴深さ	矢穴間隔
1-B列	1	10.0	8.0	10.0	7.0
	2	9.0	9.0	11.0	5.0
	3	11.0	9.0	10.0	3.5
	4	10.0	7.0	11.0	4.0
	5	10.0	8.0	11.0	3.5
	6	11.0	9.0	11.0	3.0
	7	9.0	7.0	11.0	3.5
	8	11.0	8.0	12.0	3.0
	9	11.0	9.0	10.5	4.5
	10	12.0	7.0	11.0	4.5
	11	9.0	7.0	8.5	5.0
	12	10.0	8.0	8.5	3.5
	13	11.0	7.0	10.0	4.0
	14	12.0	7.0	10.0	4.5
	15	12.0	7.0	10.5	4.0
	16	11.0	7.0	10.5	3.5
	17	10.0	8.0	12.0	4.0
	18	12.0	7.0	13.0	4.0
	19	12.0	14.0	7.0	6.0

第236地点/2号石材

石材番号	矢穴番号	矢穴11長	矢穴縦長	矢穴深さ	矢穴間隔
2	1	—	5.0~	4.0	—
	2	11.0	8.0	9.0	5.0
	3	12.0	10.0	10.0	3.5
	4	13.0	8.0	10.0	5.0

※単位はcm。

2区 調査地南部、標高86.3~87.0m付近にある直径約6m、深さ約1.9mのクレーター状の窪地を対象とする調査区で、東西約10.0m、南北約8.5mの略長方形である(巻頭図版11, 第45~51・69~74図, 奥付)。

ここでは、確認調査時に、矢穴痕のある割石(3号石材)やコッパを確認している。

クレーター状の窪地の成因として、横穴式石室の崩



第44図 2区調査風景



第42図 2号石材



第43図 2号石材矢穴痕拓影 約1/8

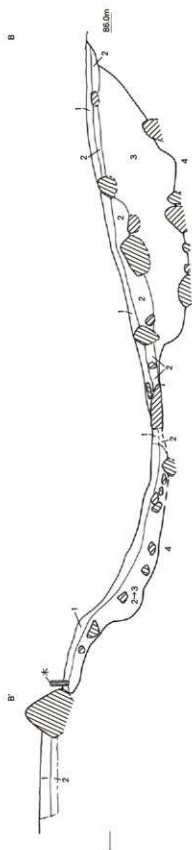
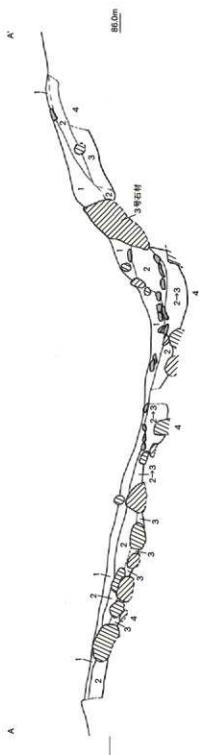
落や石材抜き取り痕の可能性を想定したので、コッパや割石の分布の乏しい東部を重機掘削して地山の状態を確認した。第2層の下に拳大から双頭大を中心とする自然礫を大量に含むやしまりのあまい第3層が厚く堆積しており、その下の第4層(地山と判断)は、自然礫を大量に含むしまりの良い灰黄褐色砂礫土で、礫の間に砂が詰まっているといえるほど礫が多く、まさに「岩ヶ平」と呼ぶにふさわしい状態であった。ただし、自然礫は双頭大程度までのものが多いので、石室構築石材や石垣用石材の採石対象にはなり得ない大きさである。

第4層の上面は、クレーター状の窪地の西側法面は崖状を呈しているが、総じて北西から南東に緩やかに下っていた。

クレーター状の窪地の南側斜面には、確認調査時に存在を確認した3号石材があり、3号石材より下位にはコッパ・割石が堆積していた。なお、横穴式石室等の遺構は存在しなかった。

一方、3号石材は窪地の南側肩部に近い位置に貼り付くように残存しており、上部にAタイプの矢穴列痕(A列)がみられた。この矢穴列によって割り出された断面が法面に沿うように立っていて、法量は、長さ約1.7m、奥行き約0.6m、高さ約0.85mである。3号石材は第2層に埋設しているが、その直下に第4層が検出できた。

当初はクレーター状の窪地は花崗岩の巨礫の抜き取り痕(採石土坑)で、3号石材は1号石材と同様に母岩の割れ残り部分が原位置を保って遺存しているもの、すなわち採石時の割り取り状態を留める巨礫の端石と考えていた。しかし、調査の最終段階で重機を用

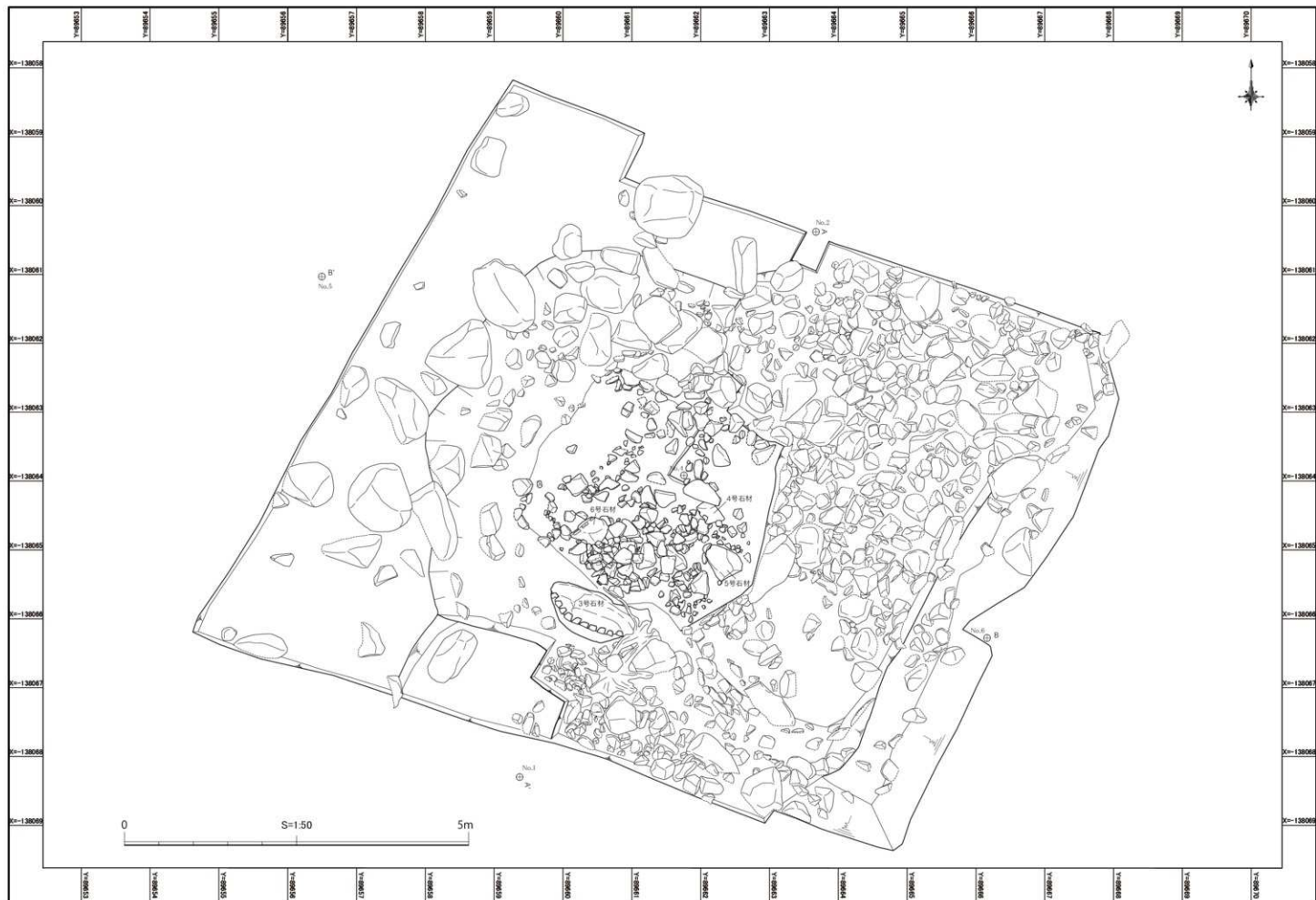


コッパ

断面ラインは第46図に示す。

第45図 2区土層断面図 1/50

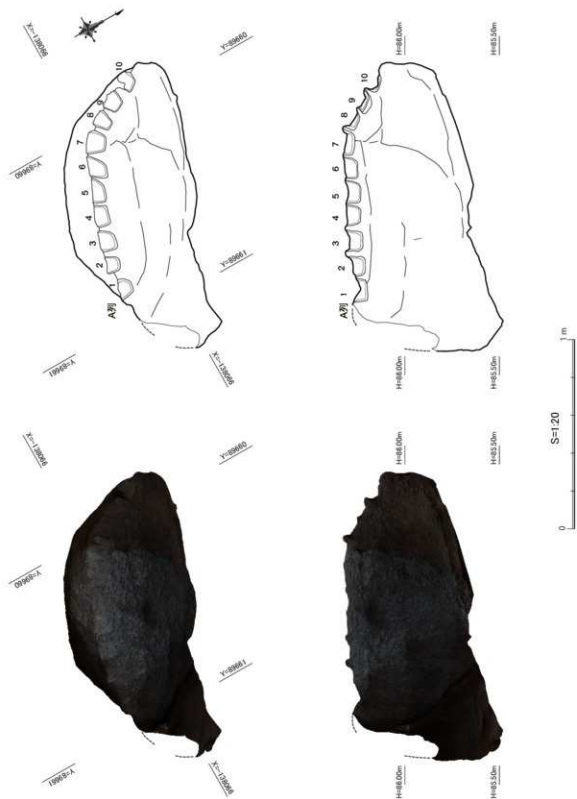




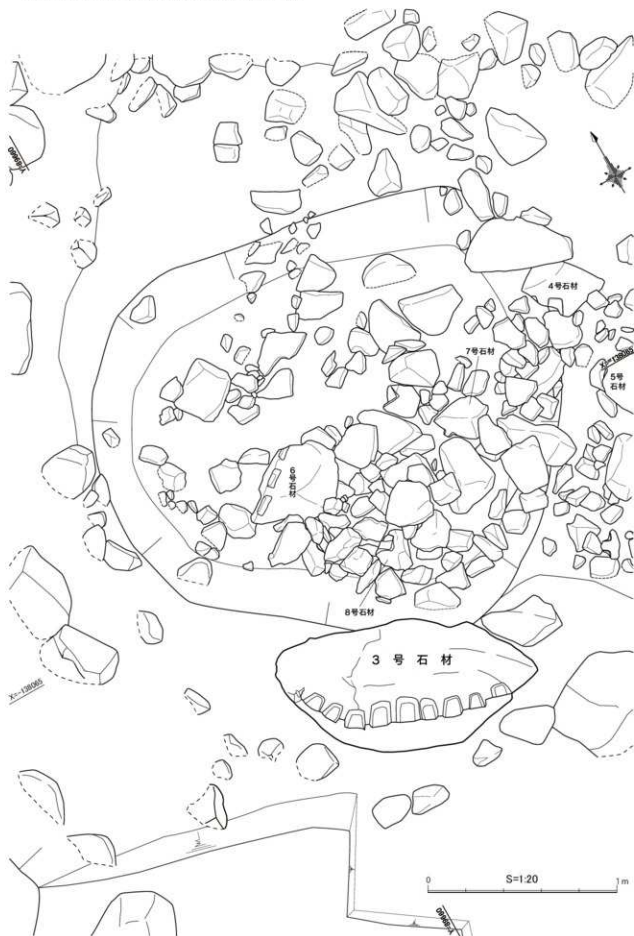
第46图 2区平面图 1/50



第 47 図 2 区オルソ図 1 / 50



第48図 3号石材平面図・立面図・オルソ図 1/20



第49図 2区採石土坑平面図 1/20



第50図 2区採石土坑オルソ図 1/20

いて石材を移動し、裏面を観察したところ、A列の矢穴列に先行するAタイプの矢穴（B列）を確認した。2つの矢穴列はともに自然面に彫られていて直交するので、B列を設けた後に向きを変えてA列を穿ったことが明らかになった。したがって、3号石材は母岩の割れ残った端部ではない。B列は、矢穴口の長さ11cm、矢穴底の長さ7cmが残存しており、矢穴口の幅5cm、矢穴底の幅1cm、矢穴の深さは9cmである。B列を切るA列は10個あって、矢穴の法量は、矢穴口の長さ9cm～12cm、矢穴底の長さ5～8cm、矢穴の深さ8～12cm、矢穴間隔4～5cmである（表4）。

3号石材よりも下位の石材集中部を掘削したところ、窪地の最下部には東西約3.0m、南北約2.4m、厚さ約0.4mにわたってコッパと矢穴痕のある割石が集積していた。その中には、矢穴痕のある割石3石（4号石材～6号石材）や矢穴痕のあるコッパが含まれていたが、自然礫や砕石はほとんどみられなかった。

3号石材は1号石材と比べると風化の少ない良質の石材なので、また、コッパ・割石も同質の石材なので、これらは3号石材と同一の母岩に起因するものと考えられる。なお、3号石材やコッパは、概ね第2層に埋没していて、その直下はほぼ第4層である。

クレーター状の窪地の西側面は、崖状の第4層直上には第3層がほとんどみられず、第2層が主体になっていた。また、窪地の底も、コッパの直下に第4層が検出されるなど、クレーター状の窪地の西半部における第3層の堆積は乏しかった。一方、クレーター状の窪地の東半部は第3層が厚く堆積しており、堆積状況は大きく異なる。クレーター状の窪地の成因が、崖状になっている第4層に貼りつくように存在していた花崗岩の巨礫を抜き取ったことによるものなのか、第3層を土坑状に掘削したことによるものか判断が難しいが、クレーター状の窪地の東側面が西側と比べるとなだらかであることから、前者と考える。このなだらかさは石材を曳出するための加工によるものであり、石材を抜き取った後に、不要なコッパや割石を一括投棄したのであろう。

8. 割石・コッパ

2区の採石土坑の底に集積していた割石・コッパの中には、矢穴痕の残るものが含まれていた。人力で移動可能な割石3石とコッパ10点を持ち帰って観察し、一部は実測を行った。第52図には、割石3石（4号石材～6号石材）を、第53図には、コッパ2石（7号石材・8号石材）を図示している。

図示した割石は、いずれも3号石材によく似た石質で、観察できる矢穴痕はAタイプである（表4）。

4号石材は、長さ45cm、奥行30cm、高さ28cmで断面形は略三角形である。自然面が1面だけあって、この面から2列の矢穴列が穿たれている。左側の矢穴列

表4 矢穴痕計測表（2区）

第236地点／3号石材-A列

石材番号	矢穴番号	矢穴口長	矢穴底長	矢穴深さ	矢穴間隔
3-A列	1	10.0	5.0	8.0	5.0
	2	9.0	6.0	8.0	4.0
	3	11.0	7.0	9.0	4.0
	4	10.0	6.0	9.0	4.0
	5	10.0	7.0	12.0	4.0
	6	11.0	6.0	9.0	5.0
	7	11.0	8.0	9.0	4.0
	8	10.0	6.0	9.5	4.0
	9	9.5	7.0	8.0	4.0
	10	12.0	7.0	9.0	4.0

第236地点／4号石材-A列

石材番号	矢穴番号	矢穴口長	矢穴底長	矢穴深さ	矢穴間隔
4-A列	1	10.0	6.0	5.0	6.0
	2	9.0	5.0	4.0	5.0

第236地点／4号石材-B列

石材番号	矢穴番号	矢穴口長	矢穴底長	矢穴深さ	矢穴間隔
4-B列	1	9.0	5.0	5.0	23.0
					6.0

第236地点／5号石材

石材番号	矢穴番号	矢穴口長	矢穴底長	矢穴深さ	矢穴間隔
5	1	10.0	5.5	8.0	
	2	4.0	5.5	7.0	6.0

第236地点／6号石材

石材番号	矢穴番号	矢穴口長	矢穴底長	矢穴深さ	矢穴間隔
6	1	11.0	7.0	8.0	5.0
	2	11.0	8.0	8.0	6.0
	3	9.0	6.0	7.5	6.0

※単位はcm。

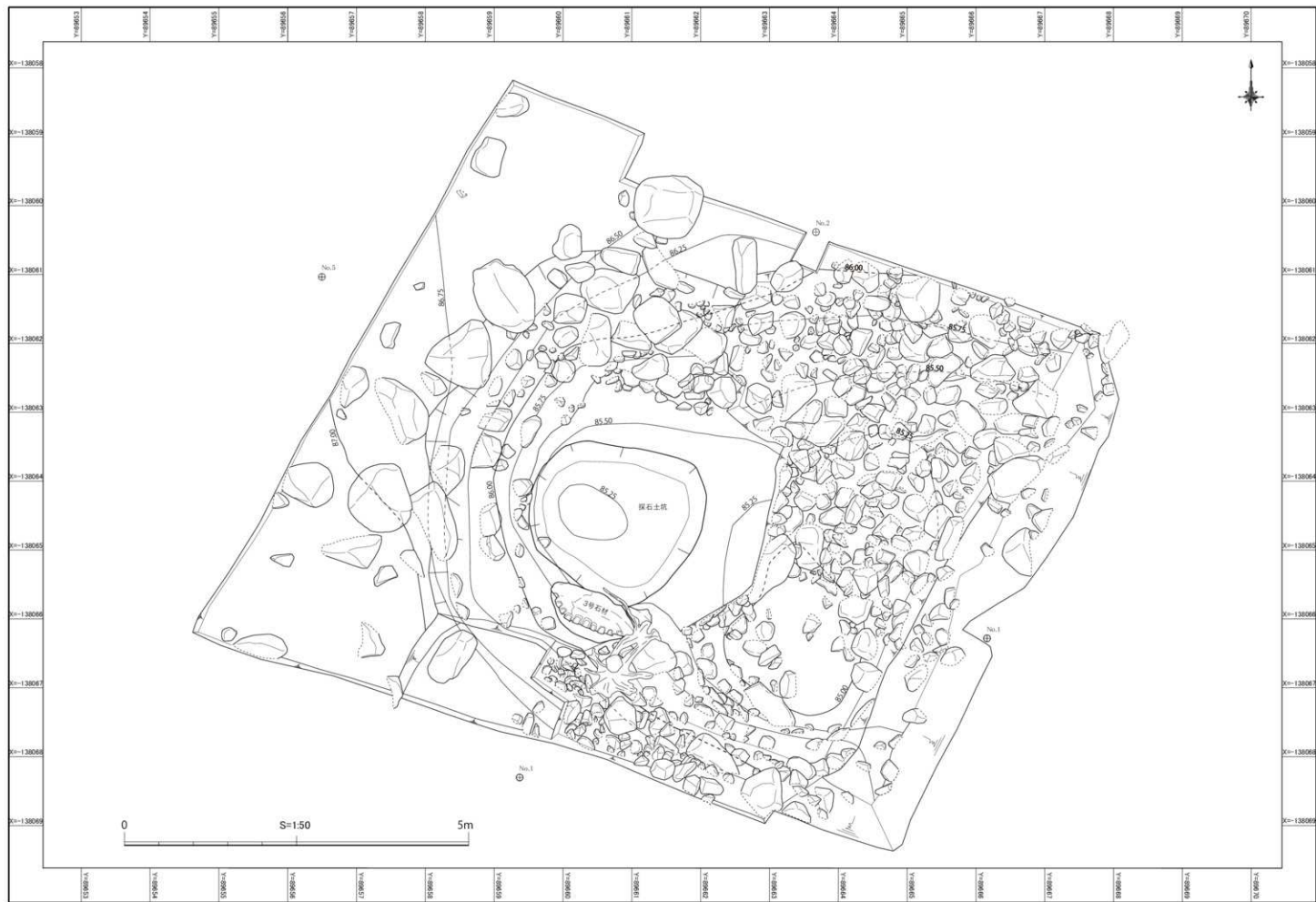
（A列）は2個の矢穴痕を有する。一方、右側の矢穴列（B列）は1個の矢穴痕がみられる（第75図）。

5号石材は、長さ45cm、奥行51cm、高さ33cmで断面形は略三角形である。この石材も矢穴列は自然面から穿たれていて、矢穴痕が2つみられる。なお、実測図で上面とした面も断面である（第76図）。

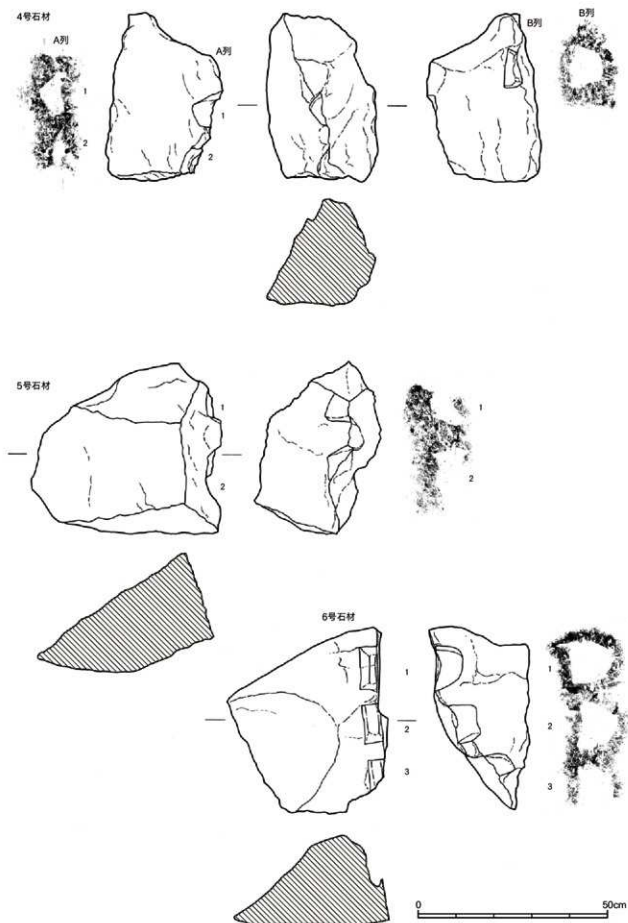
6号石材は、長さ50cm、奥行43cm、高さ25cmで断面形は略三角形である。矢穴列は断面に穿たれていて、3つの矢穴痕がみられる。それぞれの矢穴は割れているが残りは良く、矢穴口の幅は5cm、矢穴底の幅は1.5～3.0cmであることがわかる（第77図）。

コッパは、矢穴痕の明瞭なものを2石を図化した。矢穴痕をつぶさに観察すると、矢穴を穿ったノミの痕跡と、石を割る際に矢が入った範囲を読み取ることができた。

7号石材の法量は、長さ25cm、奥行26cm、高さ10.2cmで、矢穴列に伴う2つの矢穴痕が6.2cmの間隔をあけて並んでいる。どちらの矢穴痕も矢穴口に残っているが、途中で欠損していて深さは6cmほどしかない（第78図）。しかし、矢穴痕の現存部上位と下位では、残されている痕跡が全く違うことがわかる。左側は下

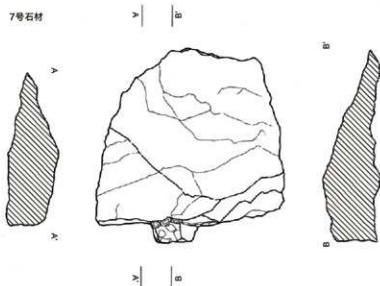


第 51 图 2 区完掘状况平面图 1 / 50

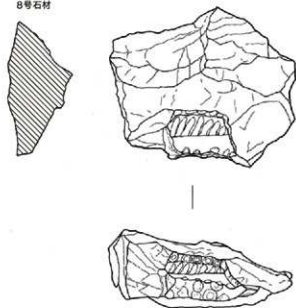


第52図 割石実測図・割石矢穴拓影 1/10

7号石材



8号石材



0 20cm

第53図 コッパ実測図 1/5

から約1cm、右側は下から約1.2cmの範囲に半円形や隅丸方形の浅い窪みがあって、それより上は平滑である。これは、矢穴を彫った時のノミの痕跡が残っている部分と、押し込まれた鉄製の矢によって矢穴の壁が磨り減った部分との違いと考える。つまり、7号石材は、矢穴口から5cmほど矢が入り込んだ状態で石が割れたのだらう。なお、矢穴口側の矢穴と矢穴の境には、直径1cm程度の円形の窪みが密集している。これは、花崗岩の表面を剥ぎ取るヤバトリの痕跡とみてよいだろう。

8号石材の法量は、長さ24.7cm、奥行17.7cm、高さ10.2cmで、矢穴痕が1つみられる(第79図)。この矢穴痕の深さは7.0cmであるが、7号石材の矢穴痕以上に、矢による磨り減りとノミ痕跡が明瞭である。溝状のノミ痕跡は幅0.7~1.0cmのものが同一方向を指していて、スダレ彫り状になっている。また、矢穴底には直径約1cmの円形の窪みが並んでいる。したがって、使用されたノミの先端は直径1cm程度の円形であったと推測できる。一方、矢による磨り減りは矢穴口から3cmほどである。

加えて、矢穴口周辺には、直径1cmを超える円形の窪みが点在している様子が観察できる。これをヤバトリの痕跡とみれば、矢穴を彫るノミよりも先端部分の直径が大きい工具を用いていたとみることができる。

9. まとめ

以上のように、刻印石は見出せなかったため、どの大名の石切丁場かは不明であるが、1区(78.5㎡)と2区(84.9㎡)、合計163.4㎡の本発掘調査によって2ヶ所の採石遺構を検出し、割石やコッパ、採石土坑を確認した。1区には母岩の一部が残存していた。また、2区において確認したクレーター状の採石土坑は、採石対象とした母岩の大きさや、石材を掘り出すための労力の大きさを見せつける遺構であった。

加えて、コッパの観察によって、矢やノミの形態や使用方法が観察できた成果は大きい。

第54図 確認調査時の1区現況
(南東から)



第55図 第1トレンチ掘削状況
(北西から)



第56図 第1トレンチのコツパ
検出状況(北東から)





第57図 確認調査時の2区現況
(北から)



第58図 第3トレンチ掘削状況
(北から)



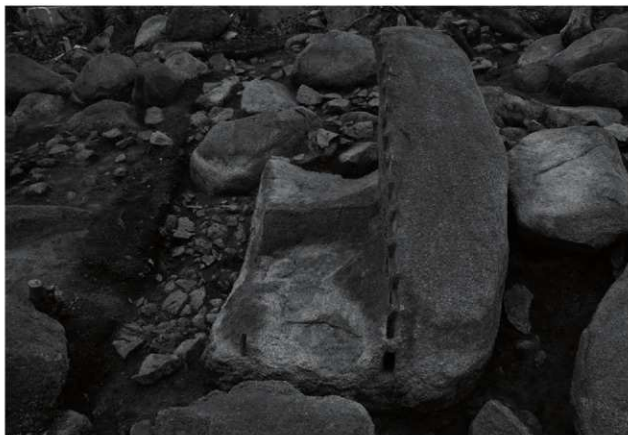
第59図 第3トレンチの割石・
コッパ検出状況
(北から)



第60図 本発掘調査時の1区現況（西から）



第61図 1号石材と採石土坑（東から）



第 62 図 1号石材と採石土坑（北東から）



第 63 図 1号石材矢穴列痕（B列）



第64図 1区掘削状況（南東から）



第65図 1区掘削状況（南西から）



第66図 1区掘削状況（北西から）



第 67 図 1 区完掘状況（南東から）



第 68 図 1 号石材と採石土坑完掘状況（北東から）



第69図 本発掘調査時の2区現況（北から）



第70図 2区掘削状況（北から）



第71図 3号石材と割石・コッパの集積（北から）



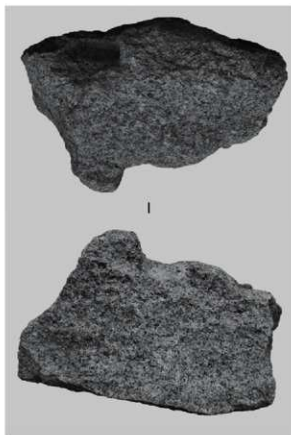
第72図 2区完掘状況（北から）



第73図 2区完掘状況（西から）



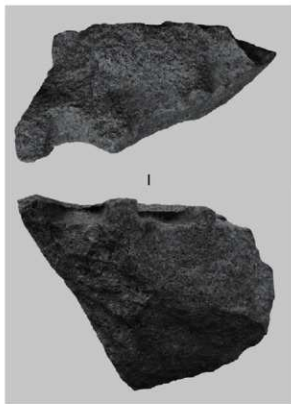
第74図 2区採石土坑完掘状況（西から）



第75図 4号石材



第76図 5号石材



第77図 6号石材



第78図 7号石材



第79図 8号石材

第6節 第243地点の分布調査

1. 調査に至る経緯

芦屋市六箇荘町16-2（敷地面積約780㎡）は、周知の埋蔵文化財包蔵地である岩ヶ平刻印群の範囲内である（第1図）。近在に分布する刻印石の様相から松江藩堀尾家の採石場内と推定されている〔第44集〕。

当該地において、鉄筋コンクリート造地上2階・地下1階建個人住宅の新築計画が進捗し、令和元年（2019）12月17日付で地権者から文化財保護法第93条第1項に基づく埋蔵文化財発掘届出書が提出された。当該地には既存建物があるすでに地形改変が行われていたが、刻印石や割石が残存している可能性があることから、本市教育委員会は令和2年（2020）1月19日に現状を確認するために分布調査を行った。その結果、隣地との境界付近に底石として再利用されている移動石材の中に、矢穴列痕を有する割石1石（1号石材）を確認した（第80～84図）。そこで、この割石の略測図の作成と矢穴の採拓を行った。

なお、計画建物の建設工事に伴って現地表下5.26mまで掘削を行う計画であるが、当該地は宅地造成によって大きく地形が改変されているため、埋蔵文化財が影響を受けることはないと判断し、慎重工事とした。

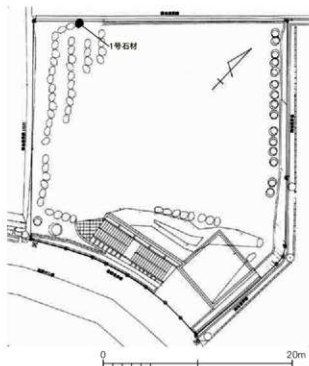
2. 割石

当該地に残存していたAタイプの矢穴痕をもつ割石は1石（1号石材）である。現状では、平面形は台形で、長さ約90cm、高さ約80cm、奥行約35cmを測る。手前にみえている面は割面だが、他の面は自然面のように、3つの矢穴痕跡がみられる。矢穴列は、自然面から彫られていた（表5）。それぞれ、隅丸の台形である。

3. まとめ

当該地はすでに宅地造成によって大きく改変を受けていたが、底石に転用されている割石を1石確認した。

なお、当該地の建築計画はその後一旦取り下げられたが、令和2年11月20日に改めて文化財保護法第93条第1項に基づく埋蔵文化財発掘届出書が提出されたことから、岩ヶ平刻印群第253地点と地点名を変更している。



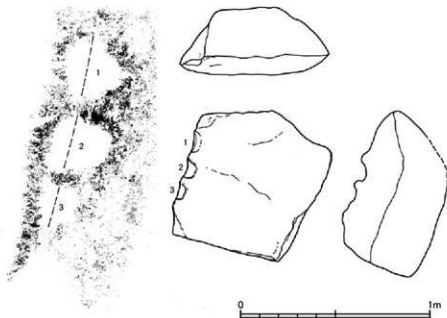
第80図 石材配置図 1/400

表5 矢穴痕計測表

第243地点/1号石材

石材番号	矢穴番号	矢穴口長	矢穴縦長	矢穴深さ	矢穴間隔
1	1	14.0	—	9.0	8.0
	2	9.5	6.0	6.0	5.0
	3	8.0	6.0	5.0	4.0
					24.0

※単位はcm。



第81図 1号石材実測図 1/20・矢穴痕拓影 約1/8



第 82 図 調査地西部現況
(南東から)



第 83 図 1号石材確認状況
(南東から)



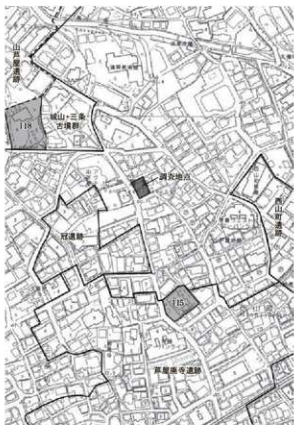
第 84 図 1号石材

第4章 山芦屋町の刻印石

第1節 地理的・歴史的環境

芦屋市山芦屋町は、芦屋川の右岸、六甲山地南麓の高位段丘面ならびに芦屋川と東川によって形成された扇状地上部に広がっており、町内には多くの埋蔵文化財が分布している。北部には、高座川の両岸に、徳川大坂城東六甲採石場城山刻印群、山芦屋遺跡、城山・三条古墳群が展開しており、芦屋川に近い位置に芦屋川水車場跡がある。また、西部には、冠遺跡が位置する。山芦屋町の南東部において、埋蔵文化財の存在は認識されていないが、山芦屋町に南接する西山町では、山芦屋町寄りに西山町遺跡と芦屋庵寺遺跡が知られている（第1図）。

ところで、山芦屋町 113—5 番地は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれていないが、平成 11 年（1999）1 月に更地であったとき、敷地内に多くの花崗岩巨礫が置かれていた。そこで、開発に先立ち本市教育委員会が分布調査を行ったところ、2.5 m 大の花崗岩巨礫に「」（輪違い）の刻印があることを確認した。この刻印石（1号石材）に年代を示す矢穴は認められないが、徳川大坂城東六甲採石場に関連する石材と考えられる。なお、この石材は、住宅建設の際に庭石に転用されて現地で保存された。芦屋川右岸に広がっている城山刻印群は、専ら城山



第1図 調査地位置図 1/5000

斜面に分布するが、当該地のすぐ北側の高位段丘面やその直下にも、矢穴痕のある割石や刻印石が見出されている〔第 87・104 集〕。また、当該地から約 150 m 南（芦屋庵寺遺跡第 115 地点）には、扇状地の谷地形に集積している転石を対象とした採石遺構を検出しており〔第 87 集〕、その周囲には「」（離れ九十）の刻印石が数石点在している。したがって、採石可能な石材さえあれば、扇状地においても採石場が営まれ、その境界を示す勝示石が設定された可能性を考えて差し支えない。山芦屋町 113—5 番地の刻印石は、そのような意義づけのできる石材である。

第2節 山芦屋町 113—5 番地の調査

1. 調査に至る経緯

令和元年（2019）になって、山芦屋町 113—5 番地において、鉄筋コンクリート造地上 3 階建個人住宅の新築計画が進捗し、地権者代理から本市教育委員会に埋蔵文化財の有無等について照会があった。本市教育委員会が地権者代理と協議を行ったところ、刻印石が損壊を受けることが明らかになった。そこで、記録保存のため、刻印石の測量や写真撮影、刻印の採拓を行った。

8 月 13 日に刻印の拓本を採ったところ、従来認識していた「」の周囲に「」がある可能性が浮上したので、8 月 20 日に改めて拓本を採って周囲の〇を確認するとともに、光波測距器を用いて刻印石の平面図・立面図・断面図を作成した。

なお、調査は、芦屋市教育委員会生涯学習課係長竹村忠洋（学芸員）・同課学芸員森山由香里・同課嘱託職員白谷朋世（学芸員）が担当した。

2. 刻印石

刻印石は、平成 11 年の分布調査時には刻印のある側面を北東に向けて置かれていた（第 3・4 図）。しかし、今回、刻印のある面は南面しており、移動した上で据え置かれたことを確認した。

1 号石材の平面形は略隅丸台形で、現況では東西 2.75 m、南北 2.66 m、高さ 1.40 m を測る（巻頭図版 12、第 2・6 図）。上部はほぼ平らで、東西南北の 4 方向に側面があり、西側面はほぼ直立するが、他の面はなだらかに下降する。現存する面はすべて自然面で、幾分風化が進んでいる。刻印は南面の中央上部に彫られていて、直径約 12 cm の二つの円から成る輪違いの周囲に長径約 28 cm、短径約 24 cm の略円を巡らす。ただし、全体的に彫りはあまく、不鮮明である（第 5・7 図）。

城山刻印群で認識している刻印は、丹波福知山藩・

豊後臼杵藩稲葉家の所用刻印と目される「㊦」(折敷に三文字)や「㊦」(多曜紋に一)の刻印〔第78集・坂田2009〕など限られている。城山・三条古墳群第118地点の発掘調査で確認した刻印石は、庭石に転用された移動石材で、「〇」(一文字・星)・「二」や「88」(四つ目)がみられたが、これに加えても、岩ヶ平刻印群や奥山刻印群の刻印の多様さには及ばない。なお、芦屋市内で輪違いの刻印は他には知られていない。

輪違いの刻印は、江戸汐留遺跡で出土した播磨龍野藩脇坂家の石垣石材がよく知られている(現在、たつの市立龍野歴史文化資料館に移設保存されている)。実際、輪違いの紋は脇坂家の家紋であり、現在でも龍野城下(兵庫県たつの市)や龍野藩庄屋屋敷(姫路市網干区新在家)の屋根瓦にみることができる。しかし、脇坂家は徳川大坂城築城に動員された64家的大名に含まれていないので、輪違いの紋であっても、この刻印を脇坂家所用刻印とすることはできない。

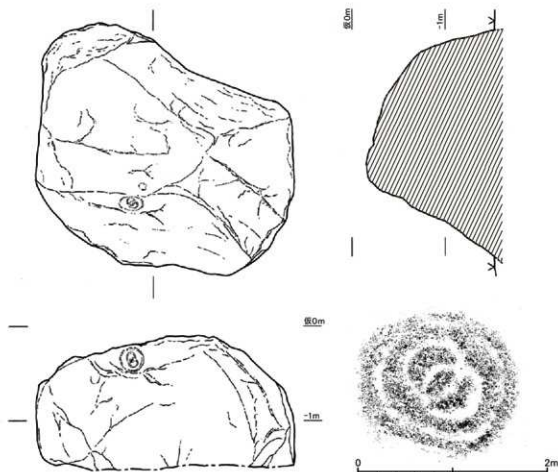
大坂城の石垣では、第4723号壁(内堀 桜門東空堀 本丸側 東出角より西の南面石垣)や第4728号壁(内堀 桜門東空堀 北面石垣)に輪違いの刻印が確認されている〔築城史研究会2006〕。ここでみられる輪違いの紋に明確な外周円は認められないようだが、「一」を

伴うものがある。また、輪違いは単独で刻まれているものや、「+」ないし「×」と併刻されているものがある。なお、第4723号壁・第4728号壁は「大坂城普請丁場割之図」によると「松平長門守」(毛利秀就)の丁場とされる場所で、「〇」(一文字・星)や「大」,「二」といった長州藩毛利家の所用刻印が散見される。さらに、第4728号壁の東端入角より西11m付近の石材には、「㊦」と「〇」が並んで彫られている。

城山・三条古墳群第118地点の刻印石にも「〇」「二」がみられるので、この石材と併せて山芦屋町113-5番地の刻印石は、長州藩毛利家との関わりを示すものかもしれない。

3. まとめ

芦屋市山芦屋町113-5番地の刻印石は、庭石に転用された移動石材である。この石材は花崗岩の自然石巨礫で、「㊦」(輪違い)の刻印が彫られていた。この刻印は市内に類例がなく、どの藩の所用刻印か確定することは難しいが、徳川大坂城の石垣にみられる刻印から長州藩毛利家の可能性が考えられる。また、防石石とみられる石材の存在は、近在に未知の採石場が存在していたことを示唆するといえよう。



第2図 1号石材実測図 1/40・刻印拓影 約1/8

第3図 1991年当時の調査地
近景（北から）



第4図 1991年当時の刻印石
（東から）



第5図 1991年当時の刻印





第6図 刻印石設置状況（南東から）



第7図 刻印

第5章 呉川遺跡の調査成果

第1節 地理的・歴史的環境

呉川遺跡は芦屋市の南東部、呉川町に所在する遺跡で、昭和40年代に海浜部の埋め立てが行われた以前は、海岸に近い場所であった(第1図)。この遺跡は、江戸時代前期(1620年代)に徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群および奥山刻印群から石垣用石材(築城石)が切り出された際の石材の集積場かつ船出し場と推定されている。

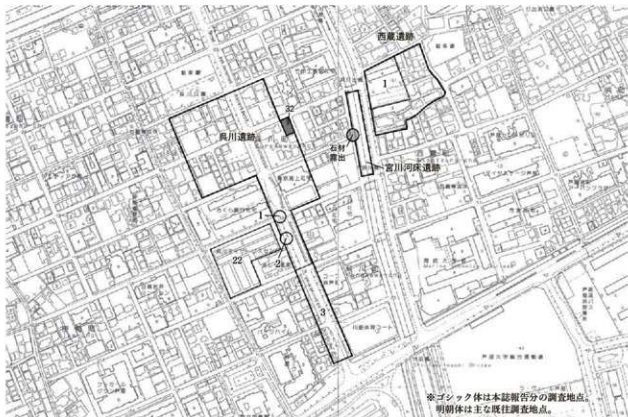
徳川大坂城は、慶長20年(1615)の大坂夏の陣以後、徳川幕府によって全面的に再築されたもので、その工事は元和6年(1620)、寛永元年(1624)、寛永6年(1629)の三期にわたり、西国64家の大名が動員された。いわゆる「天下普請」による。その際、石垣用石材をはじめとする多くの石材が、瀬戸内海沿岸を中心とした地域で大量に採石されており、東六甲地域もその内の一つである。芦屋市ではこの採石場を「徳川大坂城東六甲採石場」と名付けて周知している。また、六甲山中で切り出された石材は、大坂湾を介して大坂城石垣普請丁場まで船で運ばれており、前記のとおり呉川遺跡はその中継地である。

本遺跡は、昭和62年(1987)8月に旧大溝川を対象とする市の4号幹線改修工事(第4期)の際、パイ

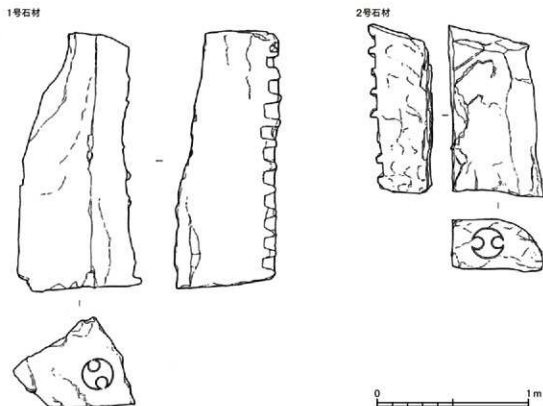
プ敷設工事を実施した呉川町63番地において、石垣用石材9石が不時発見された(呉川遺跡A地点。その後「呉川遺跡第1地点」に改称)ことを契機として周知された。なお、発見された石材には刻印石6石が含まれており、松江藩堀尾家や小浜藩京極家、長州藩毛利家、赤穂藩池田家の推定所用刻印など、6種9つの刻印が認められた〔森岡・古川1992〕。

平成5年(1993)には、呉川遺跡第1地点の西側隣接地において下水管理設工事が実施され、現道路面下3mの深度において、割石1石が確認された。その後、中央道(都市計画道路)敷設工事中に刻印石群が地表下0.8～1.0mのところで一括出土しており(呉川遺跡B地点。その後「呉川遺跡第2地点」に改称)、その中には松江藩堀尾家所用の刻印が彫られた石材などが含まれていた(第2～4図)。

呉川遺跡周辺では、平成13年(2001)に呉川遺跡第1地点の東方約100mの宮川下流の河床に、矢穴列痕のみられる石材7石が存在していることを確認した(宮川河床遺跡)。平成17年(2005)には、宮川左岸の西蔵町72番地における共同住宅建設基礎工事の際に、関連石材が5石出土した(西蔵遺跡第1地点)。その中には長州藩毛利家所用刻印が彫られた刻印石3石が含まれていた〔第60・61集〕。



第1図 調査地位位置図 1/5000



第2図 第2地点出土の刻印石実測図 1/25

これら旧大溝川～宮川下流域の海浜部付近における徳川大坂城築城石関連石材の分布から、少なくとも呉川町から西蔵町一帯に江戸時代前期の石材集積場および船出し場があったことは確実であり、重要な遺跡群と認識している。

江戸時代以降、上記した海浜部一帯は、近代に向けての開発で変遷を重ねていく。芦屋市域の領地及び行政区の変遷をみると、江戸時代である明和6年(1796)に領知村替が行われ、市域に存在した四ヶ村の内、芦屋村・打出村は天領に組み入れられ、三条村・津知村は尼崎藩領として存続した。明治維新を迎えると、慶応4年(1868)1月22日に天領である芦屋村・打出村は兵庫県(改称して法務省管轄外の兵庫裁判所)の管下に入り、その後、同年5月23日に立県、第一次兵庫県に属した。大名領のまま残っていた三条村・津知村は、明治2年(1869)の版籍奉還により尼崎藩領となり、明治4年(1871)の廃藩置県によって尼崎県の管下に属した。同年11月には、尼崎県は第二次兵庫県に編入され、その結果、四ヶ村すべてが同一行政管下に置かれることとなった。そして、明治9年(1876)8月21日には第三次兵庫県が誕生し、現在の芦屋市域を含む、現兵庫県の原型が完成した。明治11年(1878)には「地方三新法」が出され、地方行政が強化されるとともに、明治12年(1879)に郡区町村制法が施行され、明治5年以来の「大区小区制」は廃止された。明治22年(1889)4月、市町村制施

行に伴って、四ヶ村は合併し、精道小学校の校名をとって、精道村が発足した。また、明治23年(1890)には府県郡制が制定された。その後、昭和15年(1940)11月10日に、市制施行に伴い芦屋市が誕生した。

交通に関しては、明治7年(1873)に大阪―神戸間の官設鉄道が開通し、大正2年(1913)には芦屋駅が新設された。また、明治38年(1905)の阪神電鉄の開通に伴い、打出・芦屋停留場が開設された。大正9年(1920)には、阪急電鉄神戸線の開通によって、芦屋川停留場が開設された。昭和2年(1927)には、阪神国道(現在の国道2号)が開通した。こうした交通の急速な発展とあいまって明治41年(1908)には電気の供給も始まり、土地区画整理も行われたといったことを背景として、明治末から昭和初期にかけて芦屋市域の住宅地化が急速に進んだ。

ところで、平成6年(1994)には呉川町72番地2ほか(敷地面積約900㎡)において、都市計画道路芦屋中央道線道路改良工事に伴う関連工事(水道管移設工事・下水道管理設工事など)に先立ち、旧大溝川などで(第5図)計画地の発掘調査を実施している(呉川遺跡第3地点)。この調査では、江戸時代前期の石材集積場や船出し場に関わる遺構や石材は検出されなかったが、近世後半～近代の遺物包含層を確認した。

基本層序は上から、第1層:表土、第2層:整地層、第3層:洪水層(昭和13年の阪神大水害時の堆積層と推定)、第4層:暗茶褐色砂質シルト質層(遺物包



第3図 第2地点の調査風景（南から）



第4図 第2地点出土の刻印石



第5図 第3地点調査前の大溝川現況（北から）

含層），第5層：黄褐色砂～粗砂による自然堆積層で，第2・4層上面が近代遺構面，第5層上面が近世後期の遺構面であった。近世後期の遺構面は耕作地と考えられるので，当該地の宅地化は近代以降である。

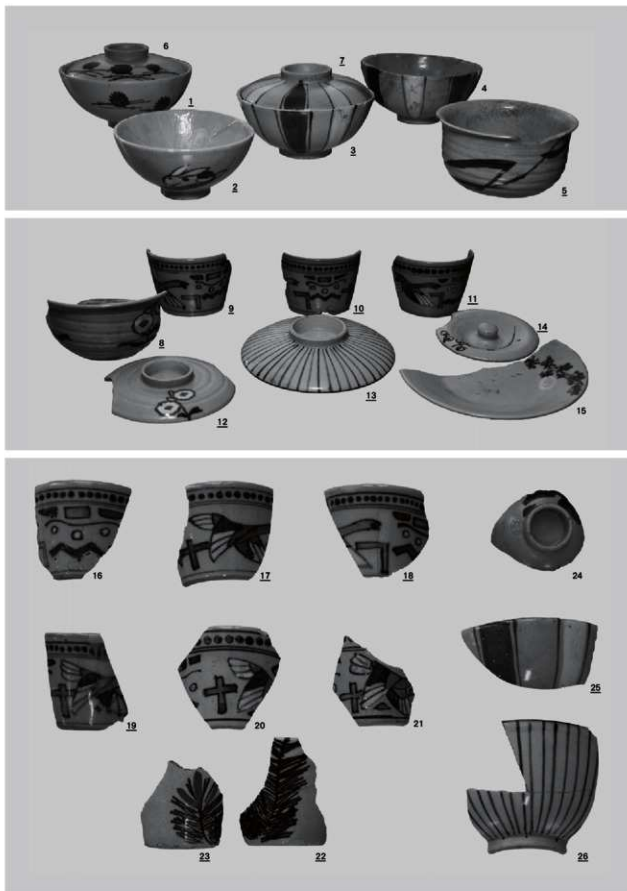
また，大溝川については，柵や間知石を用いた近代の護岸を検出した（第6図）。周辺の包含層や大溝川の川底からは，土師質土器・瓦質土器・陶器・磁器・瓦・土製品・ガラス製品・金属製品・木製品・古銭・ベークライト製品など，近代の遺物が大量に出土した。その中には，芦屋市域で焼かれた打出焼が含まれていたほか，戦時色の濃厚なものもみられた。なお，大溝川周辺で検出した昭和13年の洪水層は大溝川内には認められなかったので，洪水後に浸漬されたと考えられる。したがって，大溝川底から出土した遺物は昭和13年以降に投棄されたものといえる。

第7～15図は，第3地点で出土した主要な遺物の写真である。第7・8図は打出焼，第9～11図は陶器・磁器・ベークライト製品，第12図は多様な日常生活道具，第13図はガラス瓶である。

打出焼は，明治の中頃に，芦屋市内の打出の地で良質の陶土を産出することに着目した斎藤幾太氏が，現在の芦屋市施町に窯を開いたものを，阪口庄藏（号砂山）氏が引継ぎ，明治42年（1909）に打出村古敷（現在の芦屋市春日町七番地）に開窯した陶器窯である。昭和12年（1937）に，初代の砂山が亡くなったため，



第6図 第3地点の大溝川の遺構・遺物検出状況（北から）



※意物報告番号に下線を引いているものは、大高川出土意物。

第7図 呉川遺跡第3地点出土の打出焼(1)



第8図 呉川遺跡第3地点出土の打出焼(2)

阪口淳氏が「2代目砂山」として作陶を続け、京焼風の日常雑器や茶陶を焼くかわら、名士や有名画家の絵付けによる作品が生れたということであるが、周辺の宅地化によって次第に陶土が得られなくなったため、昭和40年代になって閉窯のやむなきに至った。地元の陶器窯である「望月編1994」。打出焼が比較的他の窯の製品と区別しやすい理由の一つに、体部下端にスタンプを押すことが多く、しかもその字体が2種類のみに限られていることが挙げられる。ともに小判型の枠線の中に文字を記したもので、行書風の平仮名の「うち」と篆書風の漢字の「打出」である。

第3地点から出土した打出焼は2代目砂山の作と考えられるもの(神戸深江生活文化史料館の藤川祐作氏にご教示いただいた)で、平仮名の「うち」は椀に使われたものが8点確認できたが、漢字の「打出」は盃の1点のみである。胎土はいずれも混入物のない均質な粘土で、釉は透明で細かい貫入があり、多くがやや黄色味を帯びた灰白色を呈する。第7図は1~26、第8図は27の写真である。

椀の形態には5種類が認められる。①薄手で高台内を高く削り込み、高台を薄く仕上げた丸椀(1・2)、②やや厚手の丸椀(3・4・25・26)、③高台は作り出さず外面底部を削り込んで底部を薄く作り、体部にも顕著なヘラケズリによる凹凸のみられる端反椀(5・8)、④体部が直立してそば猪口に近いもの(9~11・16~23)、⑤腰折れて体部に1条の突線が巡る椀(27)で、①の1、②の3・26、③の8には、対になる蓋がある。1の蓋(6)は、つまみの内側を比較的低く削り、つまみを薄く仕上げる。3の蓋(7)と26の蓋(13)は、6よりややつまみを厚く仕上げるもの、8の蓋(12)は、外面にヘラケズリによる凹凸のみられるものである。

それぞれの意匠は、1・6が松笠と松葉の鉄絵で、黒く発色している。椀の外面体部下端に「うち」のスタンプが押されている。2は兎の輪郭とその下の台を鉄軸で描き、兎の体部は白く着色している。3・4・7・25は茶色(鉄軸)と紺(呉須)の細かい線で囲まれた部分に幅広く顔料をおいており、その部分は白

色、焦げ茶色、白色、深緑色の繰り返しになっている。5の底部は露胎である。模様は鉄絵で描かれ、暗オリーブ褐色に発色している。模様の描かれている部分の裏側にあたる面の軸の境界部分に、「うち」のスタンプが押されている。8・12の模様は草花で、茎と葉は鉄絵で黒色から暗灰色に発色しており、白色と茶色で花を描いている。8の皿付と12のつまみの端部は軸をかけない露胎で、椀・蓋についてはこのような施釉方法が一般的なようである。9~11・16~21は同一の意匠で、鳥と幾何学的な模様が外面全面に展開している。模様の輪郭線は呉須で描かれ、紺色(呉須)と茶色(鉄軸)の他に、白で輪郭内が塗りつぶされている。どの模様も上絵ではなく、釉の下に顔料を塗ったもので、呉須と鉄絵以外の模様の部分は幾分盛り上がりがある。色調はオリーブ灰色~灰白色を呈する傾向がある。「うち」のスタンプのみられるものが多く、そのいずれもが山形の幾何学模様の下であり、スタンプと模様の位置が決まっていた様子が窺える。13・26は鉄軸と呉須の細線を放射線状に交互に描いている。22は鉄軸(黒色に発色)で松の絵が描かれている。23は22によく似た図柄で、松の花の部分だけは茶色で描いてあり、同一個体の可能性がある。これらの底部外面は露胎である。27は横筋部分に白が塗られ、模様は呉須で描かれ、口縁端部に口紅がみられる。

椀以外のものでは、14はヘラケズリによる凹凸をもつ急須の蓋で、枝は鉄絵、花は白色と茶色で描かれている。内面中央部にはろくろ痕があり、その周囲を花びら状に5方向からへうで削っており、施釉は外面のみである。15は皿で、体部が直線的に開き、椀③同様に高台は作り出さず外面底部を削り込んで底部を薄く仕上げている。模様は鉄絵と白色の草花である。24は盃で、椀②によく似た作りで、鉄絵の模様は黒褐色に発色しており、「打出」のスタンプがみられる。なお、このほかに、端部に返りのある口径18cmの建水ないし壺の蓋も出土している[白谷1995・1996]。

打出焼以外の陶器・磁器、金属器等は、第9図に28、第10図に29、第11図に30~38、第12図に39~49の写真を挙げている。

28はノリタケ製の磁器碗で、「日本陶器会社」[NORITAKE]などのバックスタンプ・マークがみられる。通称「ヤジロベエ印」と呼ばれるもので、1911年~1940年頃にかけて使用されたもののようである[立松2007]。29は把手の付く磁器碗(ティーカップ)で、灰色と紫色の花文が印刷されており、口縁部は金彩を施す。これらをはじめとして、洋食器が一定量みられる。

30・31はベークライト製の蓋付き容器である。ベークライトは有機材料のフェノール樹脂の一種で、昭和初期から戦時中に軍隊等団体の用いる食器として用いられた。30の内面天井部と31の見込みに星型の模様

があるので、軍隊に関連するものと考えられる。

32は見込みに桜文と「靖国神社鎮座 五十年記念祭」のスタンプのみられる土師皿である。靖国神社は明治2年(1869)に招魂社として創建され、大正8年(1919)5月に鎮座五十年記念祭が行われている〔靖国神社公式ホームページより〕ので、実年代のわかる資料である。33はコンニャク印判の菊文がみられるくらわんか碗で、18世紀に遡る。34も18世紀の磁器で、蓋の内側に「満福」のみられる色絵の蓋である。33・34はともに、第3地点で出土した遺物の上限年代を示すものであるが、34は手の良いものなので、伝世して近代に使用された可能性もある。35は京焼風の椀蓋で、つまみの先端のみ露胎。色調は浅黄色で貫入があり、胎土は灰白色で密な粘土である。金彩や青白色・白色で笹を描いている。打出焼の可能性が考えられるが、絵付けが上絵付けであり、スタンプのある椀とは絵付けの顔料が異なることから断定できない。36は浅黄橙～黄橙色の素焼の五徳である。焼成はやや軟質で、「清水」・「楽松」のスタンプがあり、

京焼であることが判る。37は良質の粘土を用いた灰白色の碁子で、銅線が錆びついている。38は水色・白色・金色で文様を描いたカップソーサーである。このほか、和食器や播鉢、炮烙、土鍾、七輪、土管、便甕、瓦なども出土している。なお、残瓦には、「瓦間屋」・「神戸市多聞通〇〇亀井勝太郎」の銘文をもつものがある。

39は磁器製の人形で、背囊を背負った兵士の姿である。40～42は日本酒の酒瓶の栓で、陶器製である。42にはコルクが残っている。43は陶器製のボタンで、裏面に金具が付いている。鉛釉らしい釉薬で色調は黄褐色、表面には花の模様があり、裏面には「全中聯」の文字が認められる。44は磁器製の盃で、外面の染付は墨曇きの技法を用いて梅が描かれ、内面には金色・赤色・桃色を用いた型紙刷りの桜・鉄兜・旭日旗がみられる。45はコンニャク印判の五弁花がみられる染付皿で、18世紀のものである。46は鶏の土人形である。このほかにも、稲荷狐の土人形の頭部片も出土している。47は陶製の代用炭である。平面形は楕円形で、中空に作られており、長軸の両端とカーブの



第9図 呉川遺跡第3地点出土の洋食器(1)

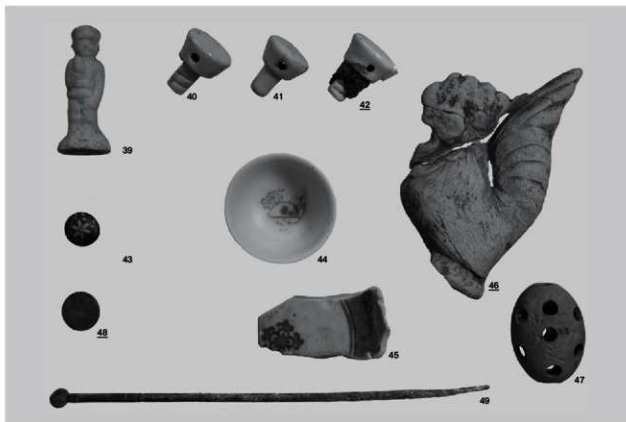


第10図 呉川遺跡第3地点出土の洋食器(2)



※遺物報告番号に下線を引いているものは、大瀬川出土遺物。

第11図 呉川遺跡第3地点出土の近代遺物(1)



※遺物報告番号に下線を引いているものは、大溝川出土遺物。

第12図 呉川遺跡第3地点出土の近代遺物（2）



※遺物報告番号に下線を引いているものは、大溝川出土遺物。

第13図 呉川遺跡第3地点出土のガラス瓶

緩やかな各面に各7個、計16個の孔が穿たれている。胎土は極めて良質の粘土で灰黄～浅黄色である。片面に「コクサク（国策）炭」、もう一面に「登録實用新案」のスタンプがある。戦時下の物資不足の折に考案

され、使用されたものである。48は明治40年（1907）製の二十銭銀貨（旭日20銭）である。49は火箸である。ガラス瓶も様々なものが出土している。近代のガラス容器は、大正時代に機械吹き技術が導入され、そ

れまでの人口吹きと比べて気泡がほとんどなく浮き彫り文字の鮮明な瓶が製造できるようになり、大正末期には自動製瓶機による機械吹きの瓶が普及し、昭和になってからは無色透明なガラス瓶が製造可能になったということである。もっとも、昭和になって全てのガラス瓶が人口吹きから機械吹きに移行したわけではないで、人口吹きであることもあったために機械吹きのものより古いとみなすことはできない。

第13図にはガラス瓶50～57の写真を掲げている。50・51は牛乳瓶で、淡青色の50の容量は180mlにわずかに満たない。昭和初期の牛乳瓶の容量は均質でなく容量不足のものも多かったということであり、加えて戦時の資源不足から牛乳瓶は無色透明から淡青色に、さらには茶褐色に変化しており、その色調から50は戦時中のものと考えられる。これに対し、51は昭和24年(1949)に無色透明のガラス瓶が復活してからのものである可能性がある。濃緑色の52は、下端に「大日本麦酒(酒)株式」の文字があり、大日本ビール株式会社の製品であることが判る。当社は明治39年(1906)に設立され、戦後、アサヒビールと日本ビール(現サッポロビール)に分割されており、戦前から戦時中のものといえる。

53・54は化粧クリーム用の白色ガラス瓶で、53の底部外面に資生堂のロゴマークである「花椿」が陽刻されている。これは、「SHISEIDO PEROXIDE CREAM」という商品名で、大正6年(1917)に発売されたもので、昭和5年(1930)に「過酸化クリーム」という商品名に変更されたものの容器である。製造中止年月は不明ながら、昭和17年(1942)までは確実に販売されていたことが分かっており、少なくとも四半世紀に渉って販売されていた商品である(資生堂企業資料館のご指示による)。一方、54は底部外面に「マスター」もしくは「アスター」の文字がみえる。55は人口吹きとみられる薬瓶で、気泡を多く含み、蓋みが認められるほか、文字や線も不鮮明である。「浪速薬館」・「目薬ハッキリ」の文字が浮き彫りされているので目薬瓶であることが判る。56は底部外面にMのマークのある「丸善」のインク瓶である。57は53と対になる可能性のある蓋である。

以上のように、第3地点からは近代の生活雑器が多数出土している。実年代のわかるものとしては、32の「靖国神社鎮座五十年(1919年)記念祭」土師皿や48の1907年製二十銭銀貨がある。また、28のノリタケ製洋食器、52の大日本ビール株式会社のビール瓶、53の資生堂化粧クリームは、大正時代～戦時中のものである。30・31のペークライト製の食器や47の代用炭、50の淡青色の牛乳瓶は戦時中のものといえるだろう。さらに、36の陶器製の五徳や43の陶器製ボタンは戦時下での物資不足による金属からの代用品の可能性が高い。39の人物や44の蓋も同

時代のものであろう。その一方で、確実に昭和30年代や高度成長期に下るものは認められない。

したがって、第3地点で出土したのは、近世後期～昭和前期のものである。とくに大溝川については、昭和13年以降、昭和20年代を下限として投棄された遺物群と理解することが出来る。

また、平成20年(2008)には呉川町70番地(敷地面積約5,900㎡)において、芦屋市保健福祉センター建設に伴う事前調査として確認調査を実施した(呉川遺跡第22地点)。埋蔵文化財確認のためのトレンチを合計8本設定し、掘削面積は合計987.88㎡となった。これは調査地全体の面積の17%を占める。

当該地の基本層序として、層厚約1.0mの現代の盛土層(1層)の下に、層厚0.4～0.8mの明治末～昭和前期の遺物を含む埋蔵土層(2層)、湧水の顕著な自然堆積層(3層)を確認した(第14・15図)。また、トレンチによっては灰白色(5Y7/2)中～粗粒砂や淡黄色(5Y8/3)シルト混じり粗粒砂からなる盛土を検出しており、窪地ないし沼の肩と考えられる。なお、江戸時代前期(1620年代)に遡る遺構や遺物は検出されなかったが、徳川大坂城関連石材が検出される層位としては、3層以下が想定される。

明治末から昭和前期を中心とする遺物は27ℓ容量のコンテナで150箱を数え、その内90%以上が2層から出土したものである。これら近代の遺物は、農村から大都市の郊外住宅地への変遷といった芦屋がたどった近代化の時代、すなわち精道村時代のものであり、当時の生活文化を伝える、芦屋の近代史にとって重要な遺物である。

当該地に関する地形図を観察すると、明治18年(1885)のものでは、第22地点付近は小河川際の湿地であったようで、周辺には耕作地が広がっている。大正12年(1923)になると第22地点周辺に住宅地が形成されており、調査地の位置には長方形の大きな窪地が表現されている。昭和7年(1932)には周辺の住宅地はさらに広がる一方、第22地点付近は窪地もしくは沼地となっていて、空地である。しかし、



第14図 呉川遺跡第22地点土層柱状図 1/40

確認調査において検出した土層に沼地の存在を示す堆積層は皆無であり、かわって陶磁器を多く含む2層が厚く埋積していた。おそらく、3層堆積後に窪地の肩と考えられる盛土の造成や沼地の底ざらえを行った上で、長期にわたって近代遺物を大量に含む2層が形成されたと推測される。なお、窪地のベース面は3層上面である。

出土遺物を概観すると、江戸時代に遡る染付磁器碗に加えて、明治時代以降のガラス製品・陶磁器・セルロイド製品・金属製品・骨加工製品など多種にわたる。大量の食器に加えて玩具や文房具などをも含む多種多様な生活用品である。

陶磁器には、芦屋の地方窯である打出焼が含まれていたに加えて、外国製やノリタケ製品をはじめとする国産の洋食器が一定量みられた（第16～18図）。第16図1は具須が鮮やかな群青色を呈する銅印判手の皿で、内面にはフォーク・ナイフによる擦り傷がみられることから、洋食メニューに使用されたことが判る（桜井準也氏のご教示による）。また、第17図2は「BEST IRONSTONE CHINA」・「MADE IN JAPAN」の文字を伴うバックスタンプ・マークのある国産の洋食器である。一方、第17図3はバックスタンプ・マークから、チェコスロバキア製であることがわかる。第18図もバックスタンプ・マークを集めたもので、4は「東洋陶器會社」『TOYOTOKIKAISHA』

とあるので、現在のTOTOの製品である。5は呉川遺跡第3地点でも出土しているノリタケの「ヤジロベ印」である。6は、「MEITO CHINA」『NAGOYA SEITOSHOU』から、かつてノリタケと並び称せられた名古屋製陶所（名陶）の製品とわかる。

また、第4トレンチの第2層の一部を対象として①～⑤層に細分して分層発掘を実施しており、ここから出土したガラス瓶について分析を行っている（竹村・坂田2011）。対象としたガラス瓶は、第2①・②層から出土したものを上層、③～⑤層から出土したものを下層に大別した。それぞれの出土点数は、上層が138点、下層が111点で、総数は249点を数える。上層と下層のガラス瓶を分類してその割合を円グラフで示している（第19図）。なお、分類にあたっては他の遺跡の組成と比較できるように、桜井準也氏の分類（桜井2006）に従った。

その結果、上層では薬瓶（31%）と化粧瓶（43%）が大きな割合を占めることがわかる。一方、下層においても薬瓶（40%）と化粧瓶（31%）の占める割合が高いが、ビール瓶や酒瓶に加えて清涼飲料水の瓶や調味料、食品の瓶も認められた。これらのことから、上層と下層におけるガラス瓶の組成には、薬瓶と化粧瓶の占める割合が高いという共通する傾向が明らかになり、これは当該期の都市におけるガラス瓶の組成の特徴と考えられる。分析対象としたガラス瓶の一部は、



第15図 呉川遺跡第22地点の遺物出土状況

第20・21図に写真を提示している。

なお、第2層の堆積年代については、出土したガラス瓶や磁器瓶茶碗の特徴と、洋食器の裏印等の年代観に基づき検討した。その結果、ノリタケ製品のバックスタンプ・マークは明治41年(1908)以降に使用されたものであることや、明治40年(1907)創立の「西宮回生病院」の陽刻が入った薬瓶(第20図に明示)がみられることから、明治40年代初頭(1910年頃)を上限年代とみたい。

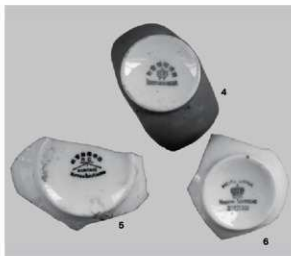
したがって、第2①層の堆積時期が1930～1940年代前半、同④・⑤層が1910年代と推定され、第2層は1910～1940年代前半の約30年間に堆積したものと考えられる。



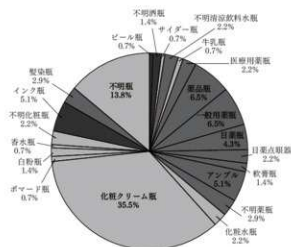
第16図 呉川遺跡第22地点の洋食器(1)



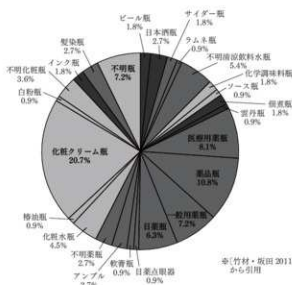
第17図 呉川遺跡第22地点の洋食器(2)



第18図 呉川遺跡第22地点の洋食器(3)



上層(第2①～②層)出土ガラス瓶の組成(N=138)



下層(第2③～⑤層)出土ガラス瓶の組成(N=111)

第19図 呉川遺跡第22地点出土のガラス瓶の組成



第20図 呉川遺跡第22地点第2層上層出土のガラス瓶



第21図 呉川遺跡第22地点第2層下層出土のガラス瓶

第2節 第32地点の確認調査

1. 調査に至る経緯

芦屋市呉川町50番12(敷地面積約220㎡)は、周知の埋蔵文化財包蔵地である呉川遺跡の範囲内である(第1図)。当該地において、鉄筋コンクリート造地上3階建個人住宅の新築計画が進捗し、平成29年(2017)4月19日付で地権者から埋蔵文化財発掘届出書が提出された。本市教育委員会が受理した発掘届出書を審査したところ、現地表下4.3mまで掘削を行うということであったので、計画建物の建設工事によって埋蔵文化財が損壊を受ける可能性の有無を確認するため、5月16日に確認調査を実施することにした。

調査は、芦屋市教育委員会生涯学習課係長竹村忠洋(学芸員)・同課学芸員森山由香里・同課嘱託職員白谷朋世(学芸員)が担当した。

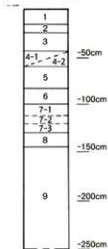
2. 確認調査の方法

5月16日には、調査地のほぼ中央部に幅2.0m、長さ13.2m(調査面積26.4㎡)の調査区を設定し(第22図)、現地表下2.5mまで重機で掘削したところ、調査区下端に湧水がみられたので、掘削をこの深度までに留めて土層や埋蔵文化財の有無を観察した。土層は略測図を作成して記録し、調査区は重機による埋戻しを行って現状復旧した。

3. 調査区の層序

土層番号は、上から順に通し番号(第1～9層)を付した(第23・24図)。

第1層は暗褐色～黒褐色の現表土、第2層は灰黄褐色中砂の洪水層、第3層は暗褐色の旧表土、第4層は第3層に伴う整地層を含む灰黄褐色の土層で、第4—1層(上層)と第4—2層(下層)に細分した。第4—1層は第8層に似た粘



第23図 呉川遺跡第32地点
土層柱状図 1/40



第22図 呉川遺跡第32地点平面図 1/400

然堆積層で、上から順に淡黄褐色砂質土(第7—1層)、淡灰黄褐色粗砂混じり土(第7—2層)、淡褐色細砂(第7—3層)である。第7—1層からは近世磁器が出土しているが、他は無遺物層である。なお、ラミナが観察できた第7—3層は、第8層が厚く堆積している部分に限ってみられた。

第8層は淡灰オリーブ色シルト～粘土で、上部と下部(層の境界付近)に鉄分の沈着がみられた。第9層は淡黄色～褐色細砂～粗砂で、ラミナの顕著な水成層である。締りはとてもあまく、湧水が認められた。

なお、江戸時代前期(1620年代)の地表面には達していない。

4. 遺物

第4—2層から第7—1層にかけて、遺物が出土した(第25・26図)。このうち近世に遡るのは、第7—1層から出土した1と第5層から出土した4のみで、他は須須の発色や施文方法、釉の様相などからすべて近代遺物といえる。1～6・9・10は磁器、7・8は陶器、11は瓦質土器、12はガラス瓶である。

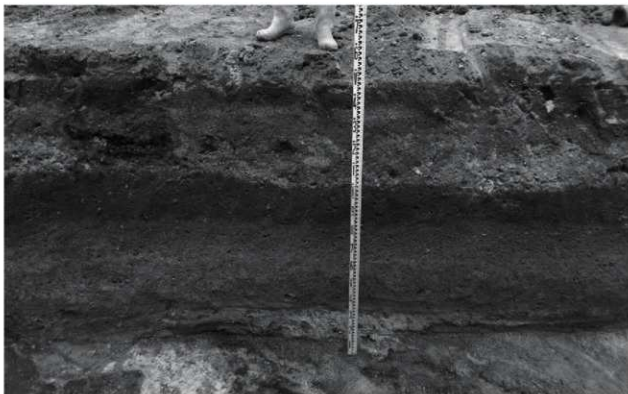
5. まとめ

現地表下2.5mまで重機で掘削したが、江戸時代前期(1620年代)に遡る地表面や遺構、遺物は検出しなかった。平成5年(1993)に呉川遺跡第1地点の西側隣接地で検出した徳川大坂城に関連する割石は現地表下3mの深度での確認であったとされており、西蔵遺跡で出土した石材は現地表下1.5～2.0mで確認されている。また、呉川遺跡第3地点や第22地点では現地表下2m程度掘削しても、江戸時代前期の遺構面には達していない。このため、大坂城東六甲採石場において採石活動が行われ、呉川遺跡一帯に石材集積場や船出し場が設けられていた頃の地表面は、現地表下2mよりもさらに低かったと推測できる。今回確認できた土層は江戸時代前期よりも新しい時期の水成層や耕作土、整地土等であり、出土した遺物の上限は江戸時代後期である。したがって、当該地が耕作や居住の場として利用されるようになったのは、江戸時代後期以後と考えられる。

このような事例から、呉川遺跡の既往調査や宮川河床遺跡で検出している石材が、現地表面よりもかなり下がったレベルで確認できるのは、それらが河川などに落ち込んだためではなく、現在よりもレベルの低い

当時の地表面に置かれていたためであると理解できる。

なお、確認調査の結果から、今回の工事が埋蔵文化財に与える影響はないと判断して、慎重工事の扱いとした。



第24図 呉川遺跡第32地点土層断面



第25図 呉川遺跡第32地点出土遺物

- 1：第7～1層出土
- 2・3：第6層出土
- 4～11：第5層出土（第1～4層も含み得る）
- 12：第4～2層出土



第26図 呉川遺跡第32地点出土ガラス瓶

引用・参考文献目録

芦屋市教育委員会社会教育部生涯学習課 2020

「精道村のあゆみ—郊外住宅地・芦屋の暮開け—」

芦屋市教育委員会社会教育部生涯学習課 2020

『芦屋の文化財ハンドブック』（第5版）

芦屋市役所 1971 『新修芦屋市史』本篇 武藤

誠・有坂隆道・末中哲夫・村川行弘 編

芦屋市役所 1976 『新修芦屋市史』資料編1（考古・古代・中世） 武藤 誠・有坂隆道・末中哲夫・村川行弘 編

坂田典彦 2009 「多曜紋刻印のゆくえ—刻印は、家紋か？デザインか？—」『芦屋市立美術館博物館紀要』 芦屋市立美術館

桜井準也 2006 『ガラス瓶の考古学』 六一書房
桜井準也 2019 『増補 ガラス瓶の考古学』 六一書房

資生堂 編 1972 『資生堂百年史』

竹村忠洋・坂田典彦 2011 「(31) ガラス瓶の組成からみた消費生活—兵庫県芦屋市呉川遺跡の遺物分析—」『日本考古学協会第77回総会 研究発表要旨』 日本考古学協会

立松 孜 2007 『ノリタケ裏印史』『ノリタケデザイン100年の歴史』 朝日新聞社

築城史研究会 2006 『大坂城石垣調査報告書』（二）

西宮市教育委員会 1991 『八十塚古墳群剣谷支群第2号墳第2次発掘調査報告書』〈西宮市文化財資料第34号〉

西宮市教育委員会 2000 『西宮市埋蔵文化財発掘調査報告書 仁川五ヶ山古墳群第2号墳第8次・第10次発掘調査 八十塚古墳群老松町支群第3号墳第2次発掘調査 八十塚古墳群老松町支群第4号墳発掘調査』〈西宮市文化財資料第44号〉

西宮市教育委員会 2014 『八十塚古墳群苦楽園支群第5・6・7号墳発掘調査報告書』〈西宮市文化財資料第60号〉

西宮市教育委員会 2018 『徳川大坂城東六甲採石場詳細分布調査報告書—甲山刻印群G地区（通称仏性ヶ原）—』〈西宮市文化財資料第65号〉

西宮市立郷土資料館 1994 『八十塚発掘』

西宮市立郷土資料館 2018 『八十塚古墳群の時代—武庫平野における群集墳の成立と展開—』

白谷朋世 1995 「打出焼」『のじきく文化財だより』第41号 財団法人 のじきく文化財保護研究財団

白谷朋世 1996 「打出焼の窯道具」『のじきく文化財だより』第50号 財団法人 のじきく文化財

護研究財団

白谷朋世 2012 「徳川大坂城東六甲採石場に伴う番所を探して—朝日ヶ丘遺跡出土遺物をヒトに—」『大坂II—森岡秀人さん選集記念論集—』

森岡秀人 刊行会

白谷朋世 2020 「双龍復活—芦屋市八十塚古墳群岩ヶ平支群第61号墳出土の双龍環頭大刀柄頭について—」『ひょうご考古』第17号 兵庫考古学談話会

東 靖子 1994 「呉川遺跡の発掘調査（1）」『のじきく文化財だより』第33号 財団法人 のじきく文化財保護研究財団

藤田和尊 2006 「古墳時代の王権と軍事」 学生社

文化庁 編 2018 『発掘された日本列島2018 新発見考古速報』 共同通信社

望月 浩 編 1994 『特別展図録 打出焼—藤川祐作コレクション—』 神戸歴史生活文化史料館

森岡秀人・古川久雄 1992 「芦屋市立美術館博物館野外歴史資料展示における近世考古資料の一例—兵庫県芦屋市呉川町出土の大坂城再築関係石材について—」『阡陵』〈関西大学博物館学課程開設三十周年記念特集〉 関西大学

村尾政人 1994 「呉川遺跡の試掘調査（1）」『のじきく文化財だより』第30号 財団法人 のじきく文化財保護研究財団

『芦屋市文化財調査報告目録』

第2集 『大坂城と芦屋』 村川行弘ほか 1962年刊行

第4集 『朝日ヶ丘縄文遺跡 八十塚古墳群』 村川行弘・橋本康至・藤岡 弘・安田博幸 1966年刊行

第5集 『芦屋市埋蔵文化財包蔵地台帳 八十塚E号墳発掘調査報告』 村川行弘・佐々木幸雄・藤岡弘 1967年刊行

第11集 『芦屋・八十塚古墳群岩ヶ平支群の調査』 森岡秀人・古川久雄 編 1979年刊行

第12集 『芦屋市埋蔵文化財遺跡分布地図及び地名表（第1分冊）』 森岡秀人 編 1980年刊行

第13集 『兵庫県芦屋市六麓荘町174番地所在 八十塚古墳群発掘調査概報—岩ヶ平支群F小支群西地区の緊急調査成果概要—』 森岡秀人 編 1983年刊行

第14集 『埋蔵文化財調査メモリアル'80〜'85』 森岡秀人 編 1986年刊行

第16集 『芦屋市埋蔵文化財包蔵地分布地図利用の

- 手引き」 森岡秀人 編 1988年刊行
- 第20集 「芦屋市八十塚古墳群岩ヶ平支群第10号墳の調査—古墳損壊に伴う確認調査の結果—」 古川久雄 編 1990年刊行
- 第22集 「平成3年度国庫補助事業 芦屋廃寺遺跡ほか発掘調査概要報告書 月若遺跡第12次地点月若遺跡第14次地点 八十塚古墳群岩ヶ平支群第50号墳」 森岡秀人・白谷朋世 編 1992年刊行
- 第24集 「芦屋市埋蔵文化財包蔵地分布地図利用の手引き」 森岡秀人・和田秀寿・白谷朋世 編 1993年刊行
- 第25集 「平成5年度国庫補助事業 芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書 六麓荘町94番地(八十塚古墳群・徳川大坂城東六甲採石場)」 森岡秀人・白谷朋世 編 1994年刊行
- 第31集 「徳川大坂城東六甲採石場Ⅰ—芦屋葛園拡張工事に伴う奥山刻印群K地区内の事前発掘調査—」 森岡秀人 編 1998年刊行
- 第33集 「八十塚古墳群の研究」<関西大学文学部考古学研究第7冊> 網干善教・米田文孝・竹村忠洋・太田宏明・海邊博史 編 関西大学文学部考古学研究室 2002年刊行
- 第40集 「芦屋市埋蔵文化財包蔵地分布地図利用の手引き」 森岡秀人・竹村忠洋 編 2001年刊行
- 第42集 「平成13年度国庫補助事業 徳川大坂城東六甲採石場Ⅱ 岩ヶ平刻印群(第11次)発掘調査報告書」 古川久雄 編 2002年刊行
- 第44集 「徳川大坂城東六甲採石場Ⅲ 岩ヶ平刻印群(第12次)発掘調査報告書—芦屋市六麓荘浄水場高区配水池(水道施設)築造工事に伴う唐津藩採石場跡の発掘調査—」 古川久雄 編 2003年刊行
- 第60集 「徳川大坂城東六甲採石場Ⅳ 岩ヶ平石切丁場跡—芦屋市岩園町宅地造成工事に伴う埋蔵文化財事前調査の記録と成果—」 森岡秀人・坂田典彦 編 2005年刊行
- 第61集 「徳川大坂城東六甲採石場Ⅴ 岩ヶ平刻印群(第85地点)発掘調査報告書—長州藩毛利家石切丁場跡における発掘調査の成果—」 竹村忠洋・白谷朋世 編 2006年刊行
- 第63集 「八十塚古墳群(第106地点)発掘調査報告書—八十塚古墳群岩ヶ平支群第10号墳と徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群の調査—」 白谷朋世 編 2006年刊行
- 第64集 「徳川大坂城東六甲採石場Ⅵ 岩ヶ平刻印群発掘調査報告書 第32・33・45・67・70・79・81・91地点 —平成9・11・14・15・16年度国庫補助事業—」 森岡秀人・竹村忠洋 編 2006年刊行

- 第67集 「八十塚古墳群・岩ヶ平石切場(徳川大坂城東六甲採石場Ⅶ) —岩ヶ平第45・46・58号墳と第108地点の発掘調査成果—」 森岡秀人・坂田典彦 編 2007年刊行
- 第71集 「芦屋川水車場跡発掘調査報告書—城山古墳群第20号墳と芦屋川水車場跡の発掘調査成果—」 竹村忠洋・白谷朋世 編 2007年刊行
- 第73集 「平成18年度国庫補助事業 芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書—徳川大坂城東六甲採石場Ⅷ— 三条会下遺跡(第2地点) 岩ヶ平刻印群(第122地点) 岩ヶ平刻印群(第124地点) 岩ヶ平刻印群(第126地点)」 森岡秀人・竹村忠洋 編 2008年刊行
- 第77集 「旭塚古墳 城山古墳群発掘調査報告書 第1・2次確認調査結果の概要と多角形終末期横穴式石室墳の保存調査—」 森岡秀人・坂田典彦 編 2009年刊行
- 第78集 「平成14年度国庫補助事業 芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書—震災復興に伴う埋蔵文化財発掘調査とその成果— 城山南麓遺跡(E・F・G地点) 冠遺跡(第23地点) 芦屋廃寺遺跡(第81・88地点) 月若遺跡(第74地点) 寺田遺跡(第144地点) 津知遺跡(第123・187地点) 打出岸造り遺跡(第38・39地点) 久保遺跡(第47・48地点) 打出小植遺跡(第36・37地点)」 森岡秀人・竹村忠洋・坂田典彦 編 2009年刊行
- 第84集 「平成20年度国庫補助事業 芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書 城山南麓遺跡(K地点) 芦屋廃寺遺跡(第108地点) 月若遺跡(第102地点) 寺田遺跡(第197地点) 岩ヶ平刻印群(第169地点) —徳川大坂城東六甲採石場Ⅸ—」 森岡秀人・竹村忠洋・坂田典彦・白谷朋世 編 2010年刊行
- 第87集 「兵庫県芦屋市 芦屋廃寺遺跡(第115地点)発掘調査概要報告書」 森岡秀人・竹村忠洋・坂田典彦・白谷朋世 編 2010年刊行
- 第88集 「平成21年度国庫補助事業 芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書 岩ヶ平刻印群(第176地点) —徳川大坂城東六甲採石場Ⅹ— 芦屋廃寺遺跡(第113地点) 打出岸造り遺跡(第56地点)」 森岡秀人・坂田典彦・白谷朋世 編 2011年刊行
- 第92集 「徳川大坂城東六甲採石場ⅩⅣ 奥山刻印群第112地点調査報告書—市立芦屋病院院内毛利家石切丁場の勝示刻印石—」 竹村忠洋・坂田典彦・西岡崇代 編 2012年刊行
- 第99集 「八十塚古墳群第145地点発掘調査報告書—八十塚古墳群岩ヶ平支群第60・61号墳の調査—」 白谷朋世 編 2014年刊行

- 第102集 『平成24・25年度国庫補助事業 芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書—八十塚古墳群（第145地点）』 西岡崇代 編 2015年刊行
- 第103集 『平成26年度国庫補助事業 芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書 八十塚古墳群（第154地点） 寺田遺跡（第227地点） 山芦屋遺跡（S18地点）』 竹村忠洋・西岡崇代 編 2016年刊行
- 第104集 『平成26年度 芦屋市内遺跡発掘調査報告書 八十塚古墳群第153地点 城山・三条古墳群第118地点』 白谷朋世 編 2016年刊行
- 第106集 『八十塚古墳群岩ヶ平支群第61号墳出土 双龍環頭大刀 調査・分析報告書』 森岡秀人・白谷朋世 編 2017年刊行
- 第109集 『平成9年度国庫補助事業 芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書—阪神・淡路大震災復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査— 冠遺跡（第9・10地点） 西山町遺跡（第4地点） 栗平遺跡（第34地点） 小松原遺跡（第5地点）』 白谷朋世 編 2018年刊行
- 第110集 『平成27・28年度国庫補助事業芦屋市内遺

- 跡発掘調査概要報告書 寺田遺跡（第230地点） 船戸遺跡（第14地点） 打出小槌遺跡（第56地点）』 西岡崇代 編 2018年刊行
- 第111集 『芦屋市指定文化財 小阪家住宅発掘調査報告書』 森山由香里 編 2018年刊行
- 第112集 『平成10年度国庫補助事業（1） 芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書—阪神・淡路大震災復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査— 八十塚古墳群（第68地点：岩ヶ平支群第50号墳） 大原遺跡（第35地点） 寺田遺跡（第105地点・第106地点・第109地点） 城山・三条古墳群（第19地点：城山古墳群第18号墳）』 白谷朋世 編 2019年刊行
- 第113集 『平成10年度国庫補助事業（2） 芦屋市内遺跡発掘調査概要報告書—阪神・淡路大震災復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査— 冠遺跡（第14地点） 芦屋廃寺遺跡（第55地点） 堂ノ上遺跡（第4地点）』 白谷朋世 編 2020年刊行

報告書抄録

ふりがな	へいせい29～31ねんど あしやしないいせきはつつちょうさほうこくしょ
書名	平成29～31年度 芦屋市内遺跡発掘調査報告書
副書名	八十塚古墳群岩ヶ平支群第59号墳 徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群（第222・230・233・236・243地点） 山芦屋町刻印石（山芦屋町113—5番地） 呉川遺跡（第32地点）
巻次	
シリーズ名	芦屋市文化財調査報告
シリーズ番号	第115集
編著者名	（編集・執筆）白谷朋世
編集機関	芦屋市教育委員会
所在地	〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 TEL. 0797-38-2115
発行年月日	2021年（令和3年）3月31日

所収遺跡名		八十塚古墳群岩ヶ平支群第59号墳		測量調査担当者	竹村忠洋・森山由香里・白谷朋世	
所在地		芦屋市六麓荘町152-1, 151-2				
コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
市町村	遺跡番号	34度75分26秒	135度31分12秒	20200319	270㎡	庭の造成
282065	070151					
所収遺跡名	種別	時代	主な遺構	主な遺物	特記事項	
八十塚古墳群 岩ヶ平支群 第59号墳	古墳	古墳	古墳 (横穴式石室墳)	須恵器	八十塚古墳群岩ヶ平支群第59号墳の墳丘並びに石室の写真測量を行ったことで、墳丘や石室の様相がより明らかになる詳細な平面図を得ることができた。石室開口部付近で須恵器小片5点を探取した。	
要約		墳丘頂部は石室の北東側に平坦面があり、最頂部の標高は113.69 mを測る。113.2 mの等高線から111.0 mの等高線までは間隔が狭く、墳丘の南東部を中心に急斜面となっている。標高111.0 m付近を墳丘裾とみると、墳丘は高さ2.7 mほどが残存していることになる。 主体部は右片袖式の横穴式石室で、天井石を失っている。奥壁の石材は石室側に小口を向けるように置かれた割石で、側壁の原位置を保っている石材はいずれも自然石である。左側壁は右側壁よりも残存状況が良く、3段以上の段数が確認できる。一方、石材の多くが石室内に倒れ込んでいる右側壁は、倒れ込んだ石材の厚さの合計が1.05 mである。これらの石材よりも下に基底石が遺存していることや、羨道の様子から、石室高は1.5 mを超えるといえる。 なお、羨道では、左側壁が地表面にかなり露出していて、右側壁は埋没ないし崩落しているが、現存する石材から、羨道の長さは3.4 m以上になる。				

所収遺跡名		岩ヶ平刻印群 (第222地点)		確認調査担当者	竹村忠洋・森山由香里・白谷朋世	
所在地		芦屋市六麓花町142番地1				
コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
市町村	遺跡番号	34度75分15秒	135度31分01秒	20170904・ 20170913～ 20170915	4.0㎡	鉄筋コンクリート造地上2階・地下1階 建個人住宅建設
282065	070049					
所収遺跡名	種別	時代	主な遺構	主な遺物	特記事項	
岩ヶ平刻印群	その他の生産遺跡	近世	刻印石	なし	芦屋国際ホテルの敷地から持ち込まれ、庭石に転用された刻印石が2石遺存していた。	
要約		調査地点には芦屋国際ホテルの敷地から持ち込まれた移動石材ではあるが、2石の刻印石が遺存しており、どちらの刻印石も庭石として転用するに当たって、高さ1 m前後の大きさに整えられたようである。それぞれの刻印は、ともに若狭小浜藩京極家所用刻印であるが、割り出された割面に穿たれている点が特徴的である。 なお、刻印石2石は芦屋市教育委員会が提供を受けて保管している。				

所収遺跡名		岩ヶ平刻印群 (第230地点)		確認調査担当者	竹村忠洋・森山由香里・白谷朋世	
所在地		芦屋市六麓荘町72—1, 2				
コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
市町村	遺跡番号	34度75分39秒	135度30分87秒	20180417～ 20180420	7.0㎡	鉄筋コンクリート造 地上2階・地下1階 建個人住宅建設
282065	070049					
所収遺跡名	種別	時代	主な遺構	主な遺物	特記事項	
岩ヶ平 刻印群	その他の 生産遺跡	近世	刻印石・矢穴 石・割石	なし	既知の刻印石4石を再確認したほか、 矢穴石1石と矢穴列によって割られた ことが明らかな割石2石を確認した。 また、Aタイプ・Cタイプの矢穴痕の みられるコップも点在しており、石曳 道の存在も推定できる。	
要約		刻印石4石、矢穴石1石、割石2石やコップの存在から、大阪城東六甲採石場の石切丁場であることを確認した。現在認識できている刻印は若狭小浜藩京極家所用刻印と因伯島取藩池田家所用刻印で、とくに1号石材には両家の所用刻印が併存している。 確認調査の結果から、本発掘調査が必要であると判断したが、その後、工事が中断したため、本発掘調査を実施するに至っていない。				

所収遺跡名		岩ヶ平刻印群 (第233地点)		分布調査担当者	竹村忠洋・白谷朋世	
所在地		芦屋市六麓荘町28—2, 28—3, 30—2				
コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
市町村	遺跡番号	34度75分52秒	135度30分64秒	20180604	約1,500㎡ (分布調査)	鉄骨造一部木造 地上2階建個人 住宅建設
282065	070049					
所収遺跡名	種別	時代	主な遺構	主な遺物	特記事項	
岩ヶ平刻印群	その他の生産遺跡	近世	割石	なし	宅地造成によって既に大規模な地形改変を受けていたが、庭園部分を流れるどんとん川の護岸やその周辺に3石の割石がみられた。	
要約		宅地造成によって既に大規模な地形改変を受けていたが、どんとん川の護岸として2石の割石が設置されていた。また、これとは別に、わずかに地表面に顔を出している割石も1石あった。当該地の東側隣接地(岩ヶ平刻印群第45地点)では、「伊木」刻印を有する自然石を確認しており、磨石石と考えられる。したがって、当該地で確認した割石は、おそらく因伯島取藩池田家の採石場に関わる石材であろう。なお、これら3石は今回の工事の範囲外にあり、現状のまま保存されている。				

所収遺跡名		岩ヶ平刻印群 (第236地点)		発掘調査担当者	竹村忠洋・森山由香里・白谷朋世	
所在地		芦屋市岩園町1番, 2番, 3番, 4番				
コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
市町村	遺跡番号	34度75分18秒	135度31分27秒	20190116～ 20190122 (確認調査) 20190716～ 20190809 (本発掘調査)	163.4㎡	宅地造成
282065	070049					
所収遺跡名	種別	時代	主な遺構	主な遺物	特記事項	
岩ヶ平刻印群	その他の生産遺跡	近世	割石を伴う2ヶ所の採石遺構	割石・コップ	2ヶ所の採石遺構を検出し、割石やコップ、採石土坑を確認した。1区には母岩の一部が残存していた。また、2区において確認したクレーター状の採石土坑には、割石やコップが残っており、採石対象とした母岩の大きさや、石材を掘り出すための労力の大きさを見せつける遺構であった。	
要約		徳川大阪城東六甲採石場の遺構と判断できる採石遺構を調査地南東部（1区）と調査地南部（2区）の2ヶ所で確認した。1区では、2列の矢穴列底の残る母岩（1号石材）とそれに伴う石材抜き取り痕（採石土坑）、2号石材やコップ群を検出した。2区は、3号石材を含む割石・コップが集積する直径約6mの採石土坑を中心とする。また、コップの観察によって、矢やノミの形態や使用方法が観察できた。				

所収遺跡名		岩ヶ平刻印群 (第243地点)		分布調査担当者	竹村忠洋・森山由香里・白谷朋世	
所在地		芦屋市六龍荘町16—2				
コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
市町村	遺跡番号	34度75分65秒	135度30分92秒	20200119	約780㎡ (分布調査)	鉄筋コンクリート造地上2階・地下1階建個人住宅建設
282065	070049					
所収遺跡名	種別	時代	主な遺構	主な遺物	特記事項	
岩ヶ平刻印群	その他の生産遺跡	近世	割石	なし	庭石に転用されている割石を1石確認した。	
要約		既に宅地造成によって大きく改変を受けていたが、庭石に転用されている割石を1石確認した。当該地の建築計画はその後一旦取り下げられたが、改めて文化財保護法第93条第1項に基づく埋蔵文化財発掘届出書が提出されたことから、岩ヶ平刻印群第253地点と地点名を変更している。				

所収遺跡名		山芦屋町刻印石 (山芦屋町113—5番地)		測量調査担当者 竹村忠洋・森山由香里・白谷朋世		
所在地		芦屋市山芦屋町113—5番地				
コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
市町村	遺跡番号	34度73分79秒	135度29分68秒	20190813・ 20190820	2.1㎡(図面作成)	鉄筋コンクリート造地上3階建 個人住宅建設
282065	—					
所収遺跡名	種別	時代	主な遺構	主な遺物	特記事項	
山芦屋町刻印石	—	近世	刻印石	なし	底石に転用されている花崗岩の巨礫には「㊦」(輪違い)の刻印が彫られており、この刻印石の図面を作成した。	
要約		底石に転用された花崗岩の巨礫に「㊦」(輪違い)の刻印が彫られている。この刻印は市内に類例がなく、どの藩の所用刻印か確定することは難しいが、徳川大坂城の石垣にみられる刻印から長州藩毛利家の可能性が考えられる。また、勝示石とみられる石材の存在は、近在に未知の採石場が存在していたことを示唆するといえる。				

所収遺跡名		呉川遺跡（第32地点）		確認調査担当者	竹村忠洋・森山由香里・白谷朋世	
所在地		芦屋市呉川町50番12				
コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
市町村	遺跡番号	34度72分60秒	135度31分25秒	20170516	26.4㎡	鉄筋コンクリート造地上3階建 個人住宅建設
282065	070046					
所収遺跡名		種別	時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
呉川遺跡		その他の生産遺跡	近世	なし	陶器・磁器・瓦質土器・ガラス	現地表下2.5mまで重機で掘削したが、江戸時代前期（1620年代）に遡る地表面や遺構、遺物は検出しなかった。
要約		今回確認できた土層は江戸時代前期よりも新しい時期の水成層や耕作土、整地土等であり、出土した遺物の上限は江戸時代後期である。このため、当該地が耕作や居住の場として利用されるようになったのは江戸時代後期以後と考えられる。 また、徳川大坂城東六甲採石場において採石活動が行われ、呉川遺跡一帯に石材集積場や船出し場が設けられていた頃の地表面は、現地表下2.5mよりもさらに低かったといえる。 したがって、呉川遺跡の既往調査や宮川河床遺跡で検出している石材が、現地表面よりもかなり下がったレベルで確認できるのは、それらが河川などに落ち込んだためではなく、現在よりもレベルの低い当時の地表面に置かれていたためであると理解できる。				



※徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群第 236 地点では、南東方向に下る緩斜面地に 2ヶ所の採石遺構を検出した。東側は露出している巨礫を割り取った 1 区（写真奥）で、西側は巨礫を掘り出したクレーター状の採石土坑にコップや割石が投棄されていた 2 区（写真手前）である。

芦屋市文化財調査報告 第 115 集

平成 29 ～ 31 年度

芦屋市内遺跡発掘調査報告書

八十塚古墳群岩ヶ平支群第 59 号墳

徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群
（第 222・230・233・236・243 地点）

山芦屋町刻印石（山芦屋町 113—5 番地）

呉川遺跡（第 32 地点）

令和 3 年（2021）3 月 31 日 印刷発行

発 行 芦屋市教育委員会

〒 659-8501 兵庫県芦屋市精道町 7 番 6 号

T E L. 0797-38-2115

印 刷 株式会社 旭成社

〒 651-0094 兵庫県神戸市中央区琴ノ緒町 1 丁目 5 番 9 号

T E L. 078-222-5800

Ashiya Archaeological Record 115

2 0 2 1 . 3

Ashiya City Board of Education, Japan